
七戸町障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

七戸町障害者いきいきプラン

【パブリックコメント版】

令和3年1月
七戸町

目 次

序論 ～障害支援の共通理念～	1
第1章 計画策定に当たって	2
1-1 策定の背景と目的	2
1-2 計画の期間	3
1-3 計画の法的位置付けと計画の構成	4
1-4 障害者福祉施策の対象者	5
1-5 計画策定体制	6
(1) 検討体制	6
(2) 町民からの意見の反映（パブリックコメント）	6
第2章 障害福祉施策の現況	7
2-1 人口の推移	7
2-2 障害者手帳所持者等の現況	8
(1) 各種手帳所持者の動向	8
(2) 障害支援区分認定等の状況	12
第3章 障害福祉施策の基本理念	13
第4章 各計画の推進及び点検・評価	14
4-1 計画の推進に向けての連携強化	14
4-2 PDCAサイクルによる点検及び評価	15
障害者計画（第4期）	16
第1章 障害者計画の基本施策	17
第2章 施策の展開	19
施策1 様々な障害の理解と支え合いによる地域づくり	19
(1) 障害者に対する理解と差別解消	19
(2) 学校・地域における福祉教育等の推進	19
(3) 交流・ふれあいの場の充実	20
(4) 支え合いの地域づくり	20
施策2 地域生活を支える体制づくり	21
(1) 相談・情報提供の充実	21
(2) 福祉サービスの充実	22

(3) 権利擁護の推進	23
(4) 経済的支援の充実	23
施策3 保健・医療・リハビリテーションの充実	25
(1) 障害の早期発見・療育の充実	25
(2) 地域医療・リハビリテーションの充実	26
施策4 自立と社会参加の促進	27
(1) 障害児への発達支援	27
(2) 就労支援の充実	28
(3) 文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動の促進	28
施策5 安心・安全な生活環境づくり	29
(1) 人にやさしいまちづくりの推進	29
(2) 消費者トラブルの防止・防犯対策の推進	30
(3) 災害時支援等防災対策の推進	30
障害福祉計画（第6期）	31
第1章 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	32
第2章 令和5年度の成果目標・活動指標	33
2-1 施設入所者の地域生活への移行	34
2-2 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築	35
2-3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	36
2-4 福祉施設から一般就労への移行等	36
2-5 相談支援体制の充実・強化等	36
2-6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	36
第3章 障害福祉サービスの見込量及び確保のための方策	37
3-1 自立支援給付の概要と見込量・確保方策	38
(1) 訪問系サービス	38
(2) 日中活動系サービス	39
(3) 居住系サービス	45
(4) 相談支援	47
(5) 自立支援医療	49
(6) 補装具	49
3-2 地域生活支援事業の概要と見込量	50
(1) 必須事業	50
(2) 任意事業	54

障害児福祉計画（第2期）	55
第1章 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	56
第2章 令和5年度の成果目標と活動指標	57
2-1 児童発達支援等の提供体制の整備等	57
2-2 医療的ニーズへの対応	57
2-3 子ども・子育て支援等の提供体制の整備	58
第3章 障害児支援等見込量及び確保のための方策	59
3-1 障害児支援の概要及び見込量	59
(1) 障害児通所支援	59
(2) 障害児相談支援	62
(3) 障害児入所支援	62
3-2 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズ	63
3-3 指定障害福祉サービス等	63
資料編	64
資料1：障害者福祉に関わる国の動向（計画・法令等）	65
資料2：障害者総合支援法の概要	66
資料3：第6期障害福祉計画等に係る国の基本指針	68
資料4：第5期計画等の取組状況（障害福祉サービスの利用状況）	74
資料5：障害者を取りまくその他の法律	78
資料6：七戸町地域自立支援協議会設置要綱及び委員名簿	80

序論 ～障害支援の共通理念～

第 1 章 計画策定に当たって

1 - 1 策定の背景と目的

当町では、障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）に基づく「七戸町障害福祉計画」について、平成 19 年 3 月に第 1 期計画、平成 21 年 3 月に第 2 期計画、平成 24 年 3 月に第 3 期計画を策定し、障害者及び発達支援の必要な児童が地域で自立した生活を営むことができるよう、関係機関や事業所、当事者団体の連携によって、障害福祉サービスに係る給付その他の支援の充実を図ってきました。

本計画は、「第 5 期七戸町障害福祉計画」及び「第 1 期七戸町障害児福祉計画」の計画期間が令和 2 年度末で終了することから、令和 3 年度を初年度とする「第 6 期七戸町障害福祉計画」及び「第 2 期七戸町障害児福祉計画」を策定するものです。

なお、「第 4 期障害者計画（平成 30～令和 5 年度）」は計画期間中のため改訂等はありませんが、障害者福祉施策の総合的な観点から、3 つの計画をまとめた構成にしています。

1-2 計画の期間

「第4期七戸町障害者計画」の計画期間は、平成30年度から令和5年度までの6年間です。

「第6期七戸町障害福祉計画」及び「第2期七戸町障害児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度の3年間です。

■計画期間

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害者 計画	第3期											
				第4期								
										第5期		
障害 福祉計画	第4期											
			...	第5期								
						第6期						
										第7期		
障害児 福祉計画			...	第1期								
						第2期						
										第3期		

1 - 3 計画の法的位置付けと計画の構成

<障害者計画>

障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」に相当するものであり、町における障害者施策に関する基本的な計画です。

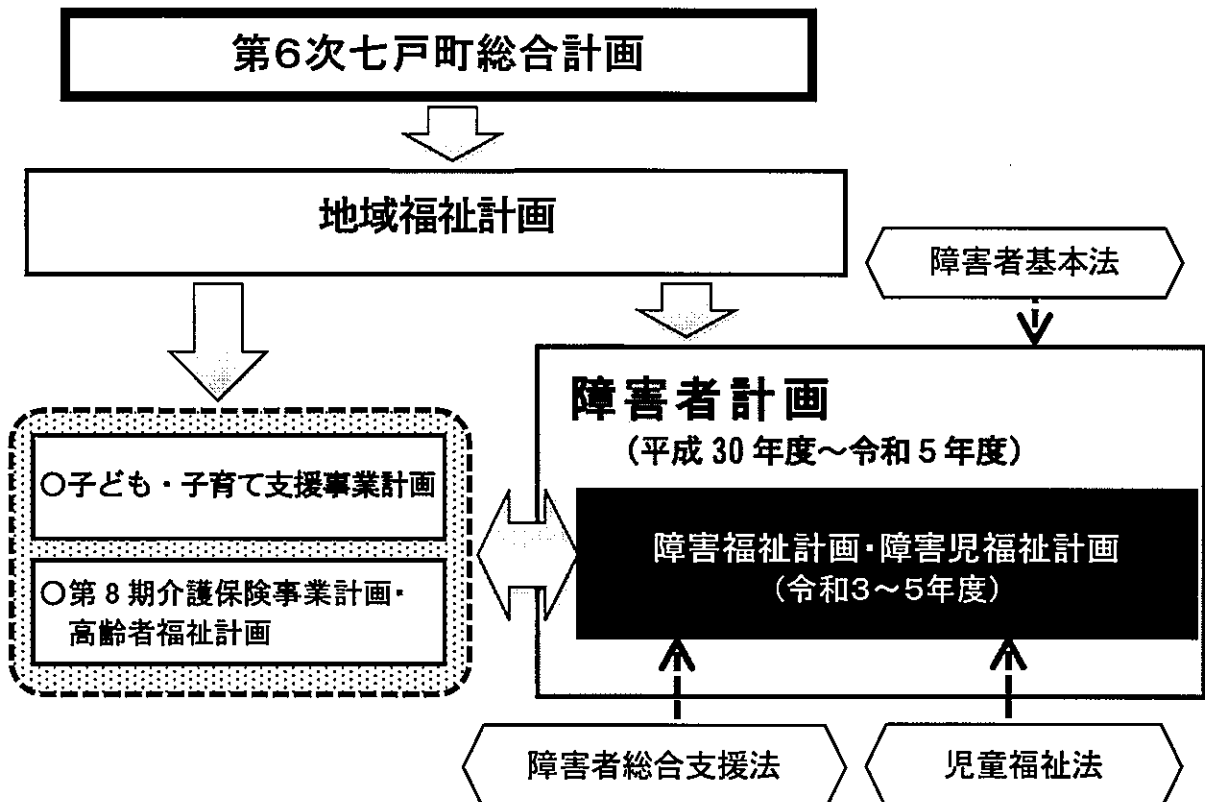
<障害福祉計画>

障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」で、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

<障害児福祉計画>

児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」で、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

■上位計画との関係



1-4 障害者福祉施策の対象者

本計画の対象者は、障害者総合支援法等の以下の関連法を踏まえ、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害者及び障害児、また、高次脳機能障害者や難病患者を対象とします。

○障害者基本法

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 障害者、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

○障害者総合支援法

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいう。

○児童福祉法

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいう。

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）をいう。

○発達障害者支援法

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

近年、法的な定義では補足できない各種の障害や、厳密に障害者の定義にあてはまらないものの、専門的なサポートを要する方がいるため、本計画の推進に際しては、“継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある”方を幅広く対象として、可能な限り、必要とするサポートが提供できるように取り組んでいきます。

1 - 5 計画策定体制

(1) 検討体制

本計画の策定に当たり、調査、検討する機関として、当事者団体や関係団体代表、関係機関からなる「七戸町地域自立支援協議会」を開催し、策定しました。

(2) 町民からの意見の反映（パブリックコメント）

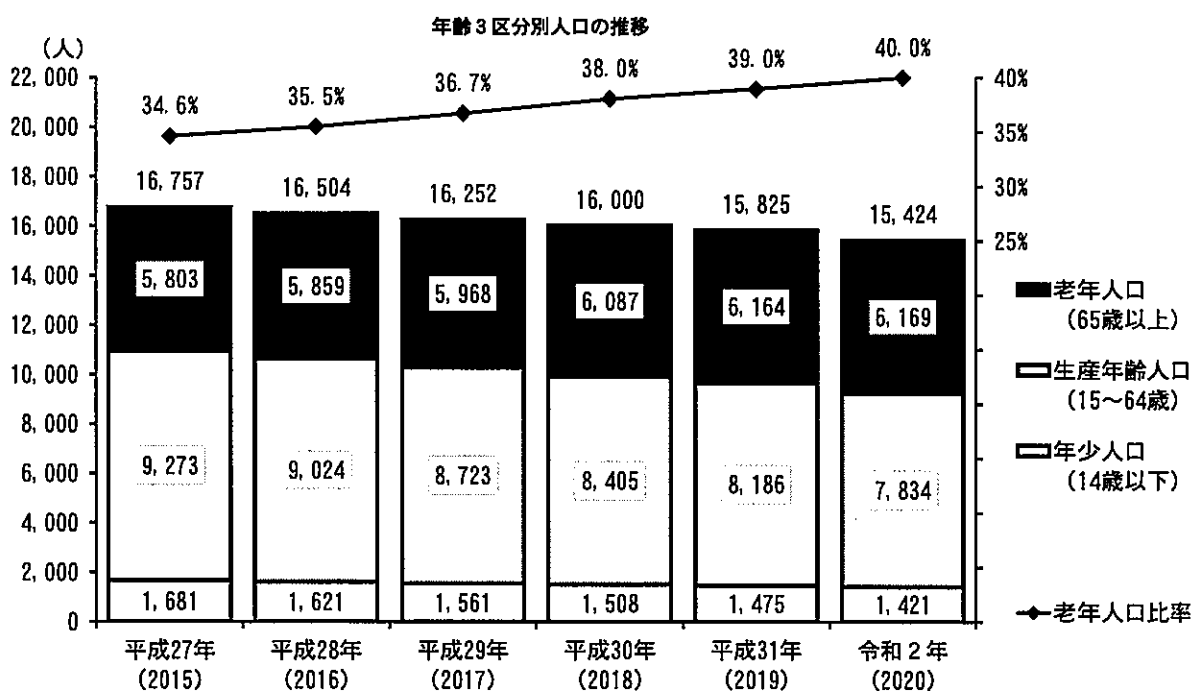
障害のある人の生活を地域で支える町民の意見を反映させるため、令和3年1月19日～2月18日までパブリックコメントを実施しました。

第2章 障害福祉施策の現況

2-1 人口の推移

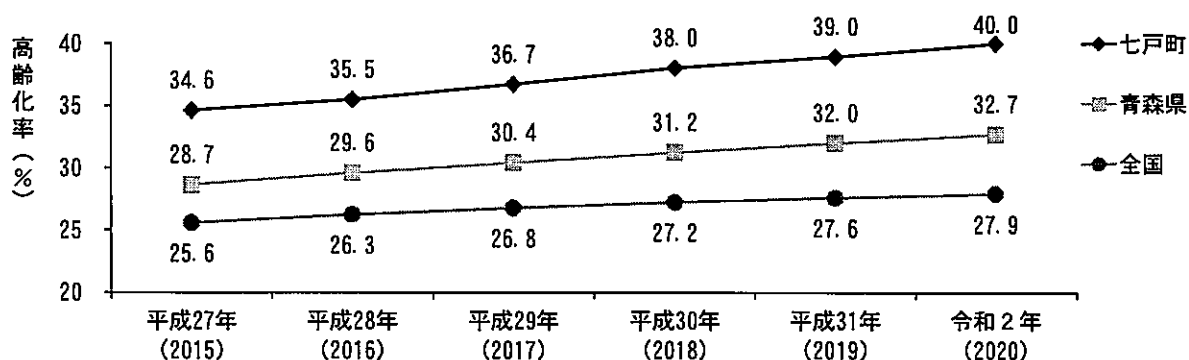
- ・当町の総人口は減少が続いている一方で、65歳以上の人口は増加の一途でしたが、令和元年から令和2年にかけての増加は鈍化しています。
- ・高齢化率（年齢不詳を除く総数に対する65歳以上の割合）は上昇し続けており、令和2年現在40.0%で、青森県平均よりも7.3ポイント、全国平均よりも12.1ポイント高くなっています。

■総人口の推移



資料：総務省 住民基本台帳人口（各年1月1日）

■高齢化率の推移



出典：総務省 住民基本台帳人口（各年1月1日）

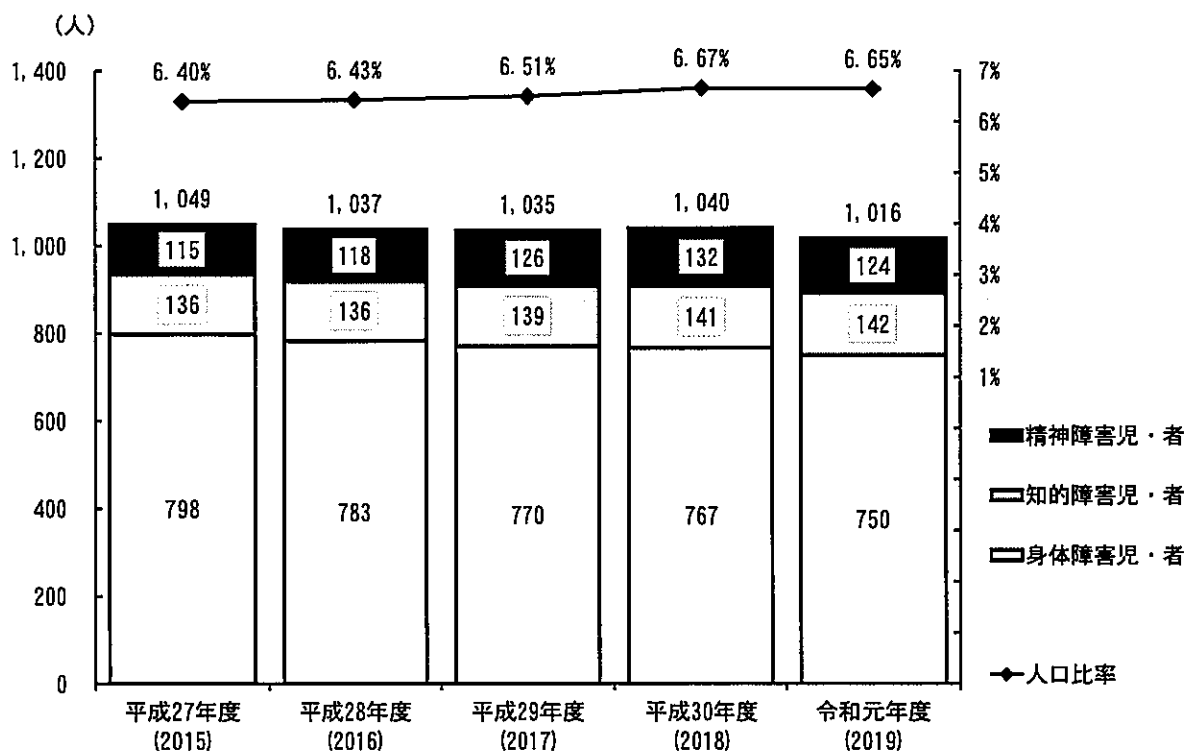
2-2 障害者手帳所持者等の現況

(1) 各種手帳所持者の動向

各種手帳所持者数は1,040人前後を横ばいで推移していましたが、令和元年度末現在の児童を含めた手帳所持者数は1,016人、身体障害児・者750人、知的障害児・者142人、精神障害児・者124人となっています。

重複障害など単純計算はできませんが、町民の6.5%程度が何らかの障害を有すると想定できます。

■障害種別手帳所持者数の推移(各年度末)



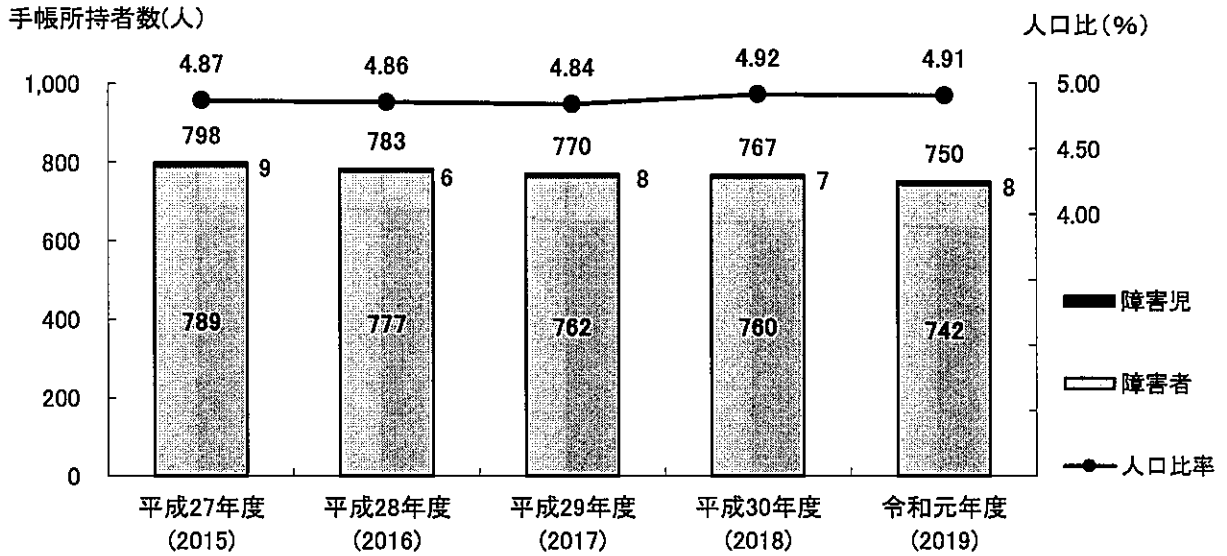
※重複障害があるため、実人数とは異なる。

出典：七戸町 健康福祉課（各年度3月末）

①身体障害者(児)

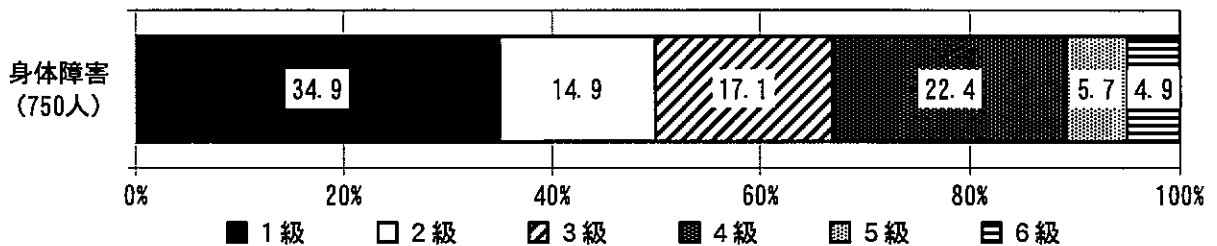
- ・身体障害者手帳所持者数は、減少傾向にあり、人口比率は5%弱で推移しています。
- ・手帳の級別をみると、「1級」の割合が34.9%と最も多く、次いで「4級」の割合が22.4%となっています。
- ・障害の内訳をみると、「肢体不自由」の割合が58.1%と最も多く、次いで「内部障害」が30.7%となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移(各年度末)

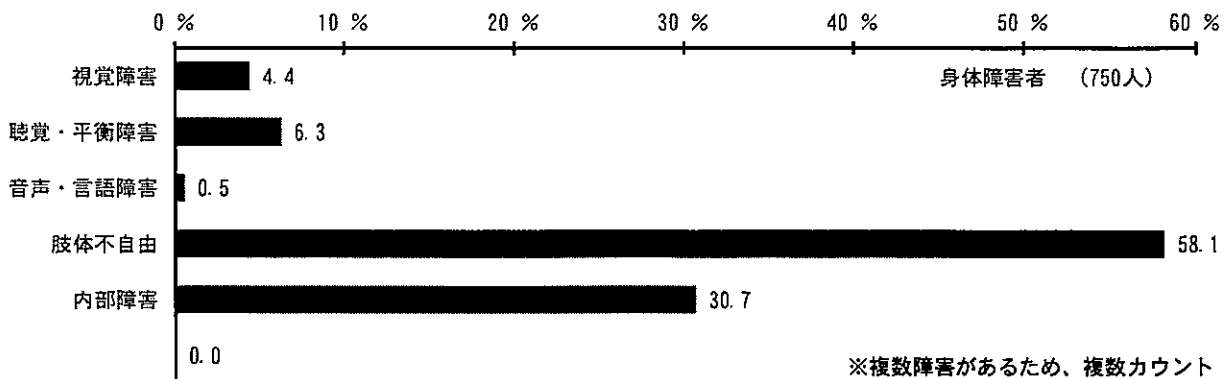


出典：七戸町 健康福祉課 (各年度3月末)

■身体障害者手帳等級別割合(令和2年3月末)



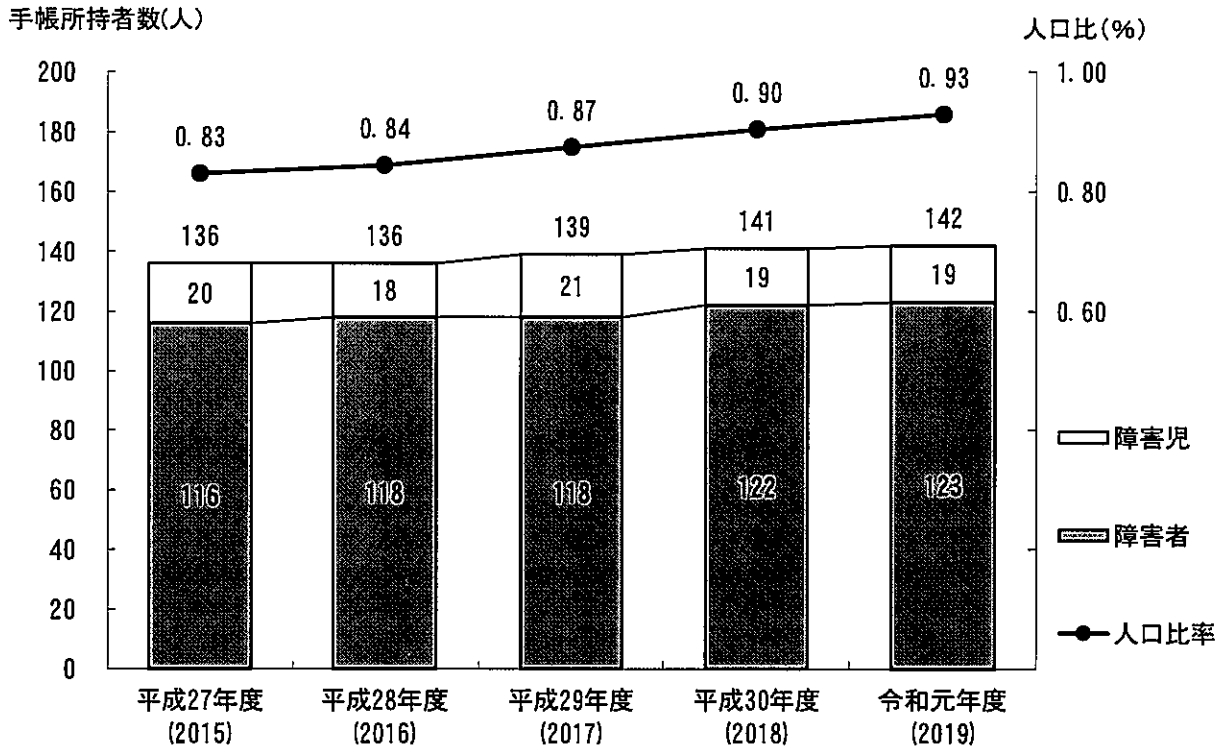
■部位別割合(令和2年3月末)



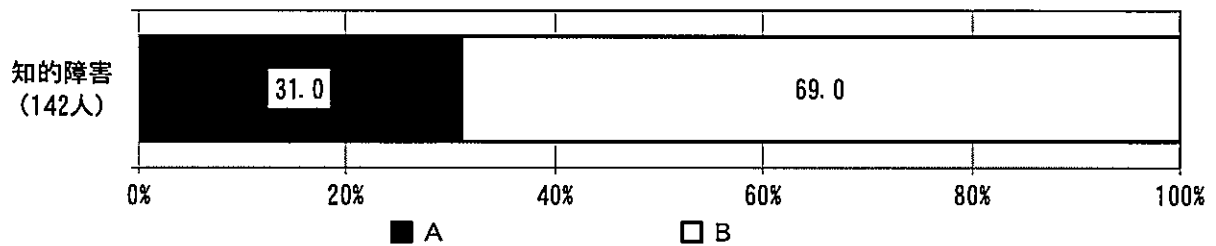
②知的障害者(児)

- ・療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和元年度は142人（人口比：0.93%）となっています。
- ・区分（度）をみると、「B」が69.0%、「A」が31.0%となっています。

■療育手帳所持者数の推移(各年度末)



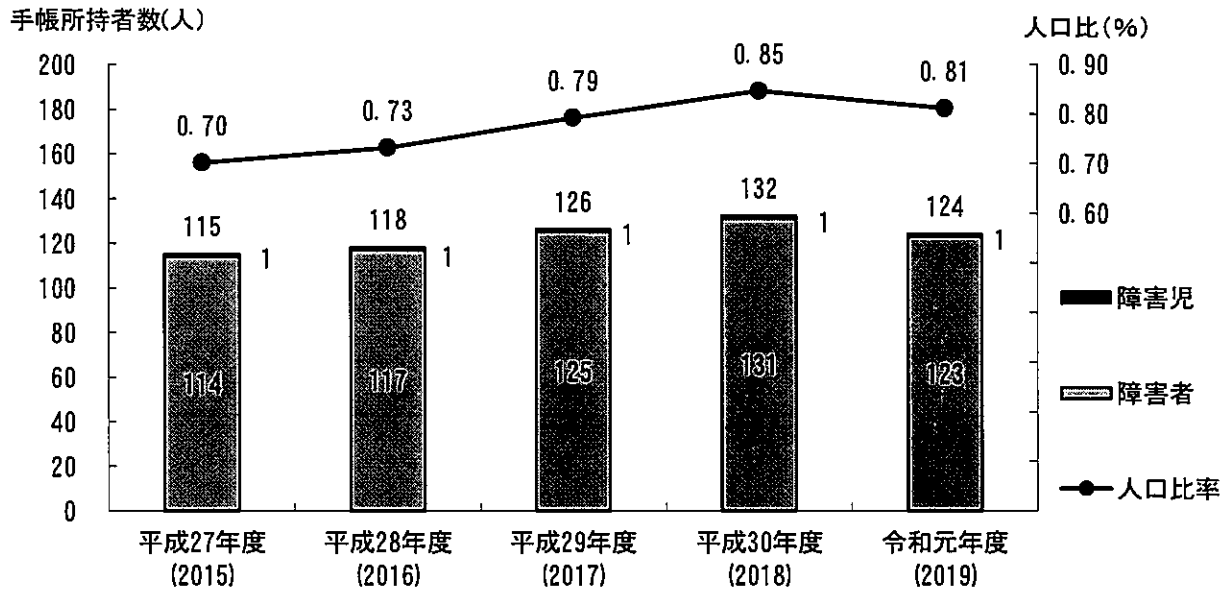
■療育手帳の区分（度）構成比(令和2年3月末)



③精神障害者

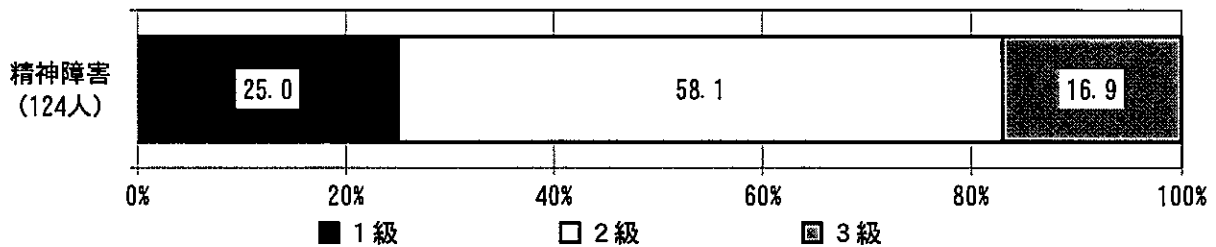
- ・精神障害者保健福祉手帳の所持者は平成 30 年度まで増加していましたが、令和元年度は減少し 124 人（人口比 0.81%）となっています。
- ・等級別にみると、2 級が 58.1%、1 級が 25.0%、3 級が 16.9%となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (各年度末)



出典：七戸町 健康福祉課（各年度 3 月末）

■精神障害者保健福祉手帳等級別の割合 (令和 2 年 3 月末)



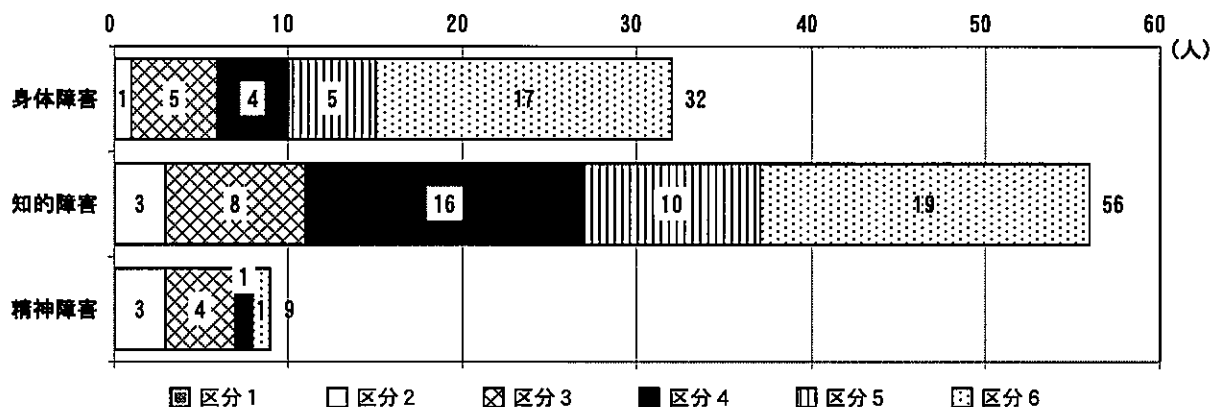
(2) 障害支援区分認定等の状況

障害福祉サービスを利用するためには、サービスの必要性を総合的に判断する国の定めた心身の状況に関する80項目について調査を行います。

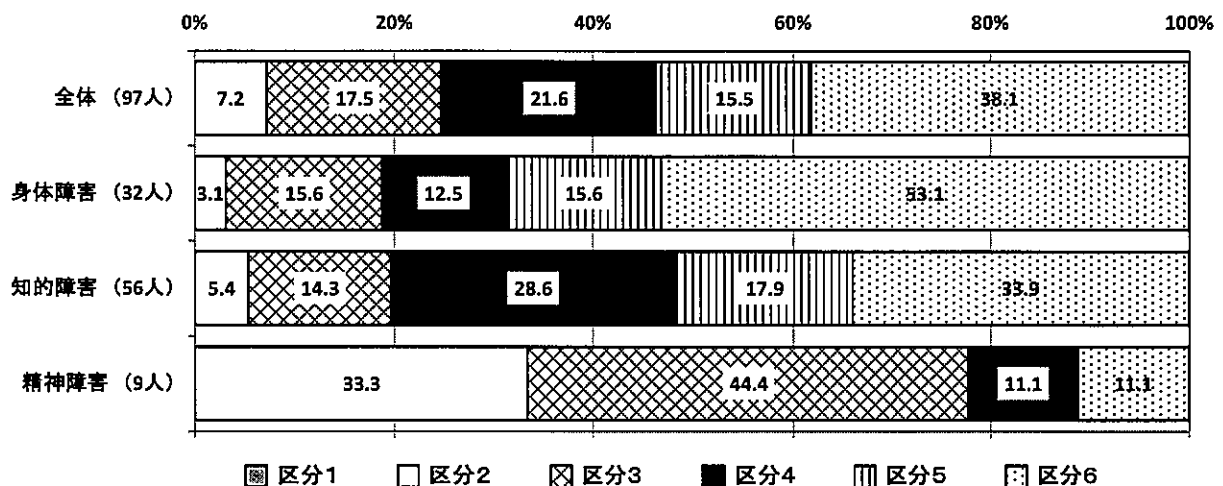
介護給付及び共同生活援助を利用する場合には、調査結果と医師の意見書を基に自立支援審査会で障害支援区分が認定されます。その他の訓練等給付及び障害児サービスについては、80項目の調査等を基にサービスの必要性について判断をします。

令和2年7月現在、「障害支援区分認定者」は97人（身体障害32人、知的障害56人、精神障害9人）です。支援区分別の人数をみると、身体障害では区分6が17人（53.1%）、知的障害では区分6が19人（33.9%）、精神障害では区分3が4人（44.4%）となっています。

■障害支援区分の認定の状況(令和2年7月末)



出典：七戸町健康福祉課（令和2年7月現在）



※全体には難病を含む。

出典：七戸町健康福祉課（令和2年7月現在）

第3章 障害福祉施策の基本理念

当町では、関係機関と連携しながら、手帳の交付や各種の相談、経済的支援をはじめ、障害福祉サービスや障害の予防と早期発見及び援助のための保健・医療サービス、更なる障害者の社会参加や就労の促進に向けた施策など、多様な施策を推進してきました。

障害者が住み慣れた地域の中で生涯にわたり、心豊かに自立して生活していくためには、障害者の自立的な生活や社会参加をいかに支援していくか、また、介護者の負担をいかに軽減していくことができるかが問われています。また、障害の有無にかかわらず、全ての町民が住み慣れた地域で支え合い助け合いながら、いきいきと暮らせるまちづくりを進めることが大切です。

こうしたことを踏まえて、3つの計画（障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画）の共通の基本理念・基本目標を掲げています。

【基本理念】

「心豊かにみんなが自立し、いきいきと、ともに暮らせるまち」

【基本目標】

◆心豊かに自立している

「自立」とは、「経済的自立」や介護や介助を受けることなく生活できることを意味するのではなく、必要に応じて支援を受けながら、自分の暮らし方を自分で決定すること。

◆いきいきと生活できる

障害を有するために活動が制約されることなく、その人が望む社会活動や趣味を楽しみながら生活できること。

◆ともに暮らせるまち

障害者が地域で支えられるという一方的な関係ではなく、それぞれの有する能力をいかしながらお互いに支え合うまちであること。

第4章 各計画の推進及び点検・評価

4-1 計画の推進に向けての連携強化

各計画を効果的・効率的に推進していくためには、その推進基盤を確立することが必要であるため、次の事項に取り組んでいきます。

①施策相互の連携・ネットワーク化

本計画による施策展開を効果的かつ効率的に推進するため、関連計画や、今後策定される計画との連携を図り、社会経済環境や町民ニーズの変化に対応した適切な事業を展開するとともに、関係機関及び庁内関係各課による連絡調整等を十分に行います。

②国・県、近隣自治体との連携

本計画の内容は、七戸町単独で対応できないものも含まれています。国・県の事業や施設を利用することが必要なもの、また、近隣の自治体と協力することにより、より効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との連携を図り、きめ細やかなサービスの提供に努めます。

③町民・民間団体、事業者との連携

本計画に基づく施策の円滑な推進のためには、町民、ボランティア、関係団体及び事業者の協力を得ることが不可欠であり、町は、啓発活動の展開や各種制度等を活用することにより、町民・民間団体、事業者の取組を積極的に支援していきます。

④専門的人材の育成・確保

本計画に掲げられている各種施策を推進していくためには、今後ますます増大・高度化するニーズに対応できるよう、保健福祉サービス等を担当する職員の増強、専門職員の育成・確保、資質の向上に努めるとともに、手話通訳者・要約筆記者をはじめとする人材の養成を進めます。

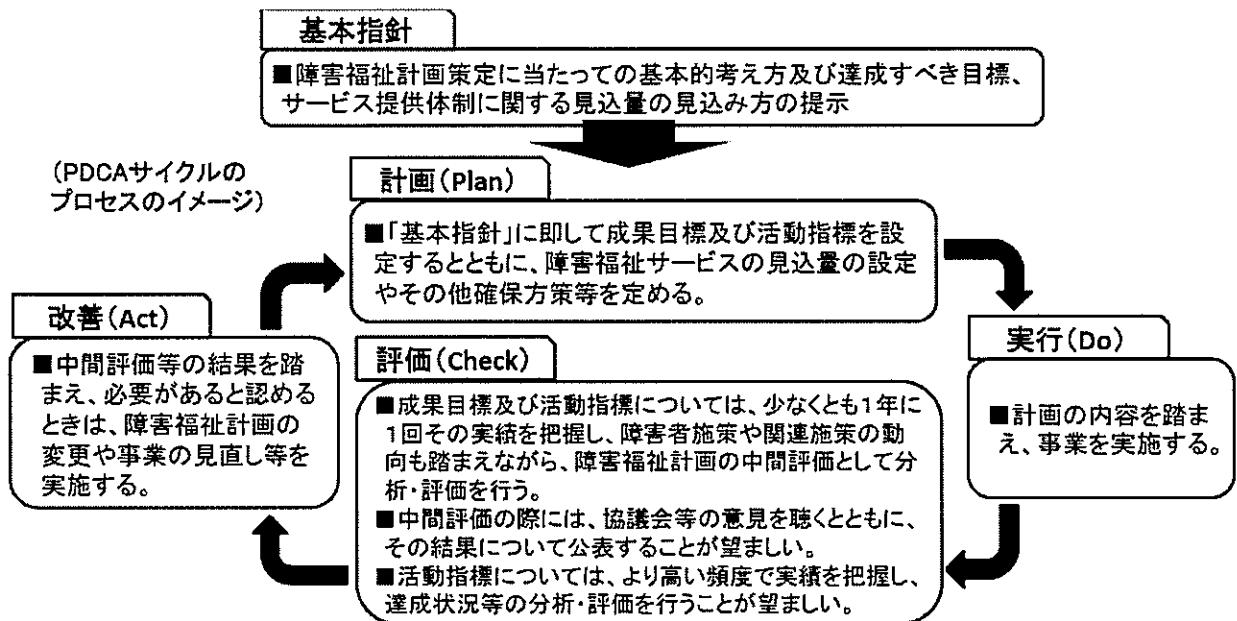
⑤財源の確保

本計画を推進するため、財源の確保について努力するとともに、国、県に対し各種の補助制度の拡充など財政的支援について要望します。

4-2 PDCAサイクルによる点検及び評価

障害福祉計画の点検・評価については、国の基本指針に即して、分析・評価を行い、課題等がある場合は必要な措置を実施します。

■PDCAサイクルのイメージ



障害者計画（第4期）

（平成30～令和5年度）

第1章 障害者計画の基本施策

障害者計画では、以下の5つの基本施策を推進していきます。

施策1. 様々な障害の理解と支え合いによる地域づくり

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、ともに支え合う共生社会を実現できるよう、様々な障害及び障害者に関する理解を促進し、心の壁をなくすため、広報活動や交流活動を充実します。

施策2. 地域生活を支える体制づくり

障害者が地域で自立した生活を営めるように、利用者本位の考え方に立って、障害者総合支援法による各種サービスの量的・質的充実に努めます。サービスの基盤整備に当たっては、県やサービス提供者、障害者団体との連携の強化に努めます。

施策3. 保健・医療・リハビリテーションの充実

保健・医療・福祉の有機的結合を図るため、関係機関との連携のもと、障害の予防、早期発見、早期治療・療育、機能訓練等の充実等、また、障害を軽減し、自立促進のための保健・医療・リハビリテーション施策の推進に努めます。

施策4. 自立と社会参加の促進

障害の多様性に対応した教育の充実や、子どもや保護者に対して乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育、育成支援を一人一人のニーズに応じて推進します。

また、働くことにより生活を支え、社会参加や自己実現を目指すための自立と生きがいを得るため、障害の特性に応じた就労支援の促進を図ります。

施策5. 安心・安全な生活環境づくり

障害者や高齢者等が安心して暮らしやすい生活環境づくりを進めるため、全ての人が安全に使いやすい住宅、建築物、公共機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー（無障壁）化を推進します。また、障害者に配慮した地域ぐるみの防災、防犯対策を推進します。

基本理念：

心豊かにみんなが自立し、いきいきと、ともに暮らせるまち

【基本目標】

- ◆心豊かに自立している-----・自分の暮らし方を自分で決定する
- ◆いきいきと生活できる-----・社会活動や趣味等を楽しめる
- ◆ともに暮らせるまち-----・一方的な関係ではなく共に支え合う

施策1 様々な障害の理解と支え合いによる地域づくり

- (1) 障害者に対する理解と差別解消
- (2) 学校・地域における福祉教育等の推進
- (3) 交流・ふれあいの場の充実
- (4) 支え合いの地域づくり

施策2 地域生活を支える体制づくり

- (1) 相談・情報提供の充実
- (2) 福祉サービスの充実
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 経済的支援の充実

施策3 保健・医療・リハビリテーションの充実

- (1) 障害の早期発見・療育の充実
- (2) 地域医療・リハビリテーションの充実

施策4 自立と社会参加の促進

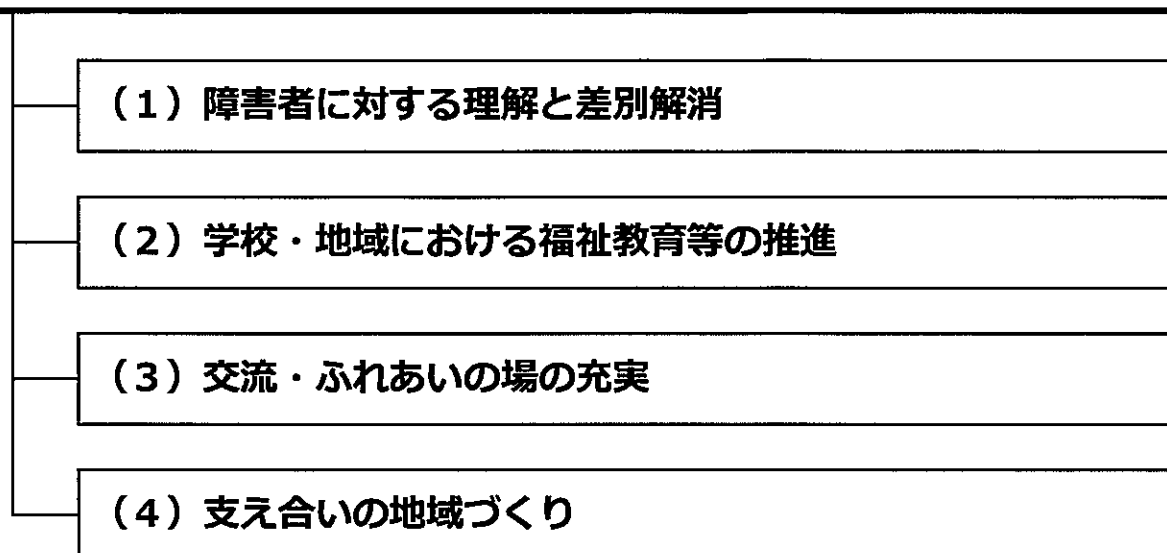
- (1) 障害児への発達支援
- (2) 就労支援の充実
- (3) 文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動の促進

施策5 安心・安全な生活環境づくり

- (1) 人にやさしいまちづくりの推進
- (2) 消費者トラブルの防止・防犯対策の推進
- (3) 災害時支援等防災対策の推進

第2章 施策の展開

施策1 様々な障害の理解と支え合いによる地域づくり



(1) 障害者に対する理解と差別解消

障害者に対する偏見をなくし、町民の理解を深めるため、知的障害、精神障害、発達障害¹⁾など様々な障害特性や障害者差別解消法等を周知します。また、「障害者週間」や「人権週間」などを契機に、広報やホームページを利用した啓発活動を展開していきます。

(2) 学校・地域における福祉教育等の推進

障害者福祉や人権問題に関して幅広い年代の町民が気軽に学べるよう、「総合的な学習の時間」などを活用した学校教育、生涯学習において福祉教育を推進していきます。

¹⁾ 発達障害：発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害及び行動情緒の障害が対象とされています。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害等がこれに含まれます。

(3) 交流・ふれあいの場の充実

身体、知的、精神、発達障害者等と地域住民との交流を活発にし、ともに暮らしていくことができるよう、催し物等の場で、障害者団体との交流の機会を充実していきます。

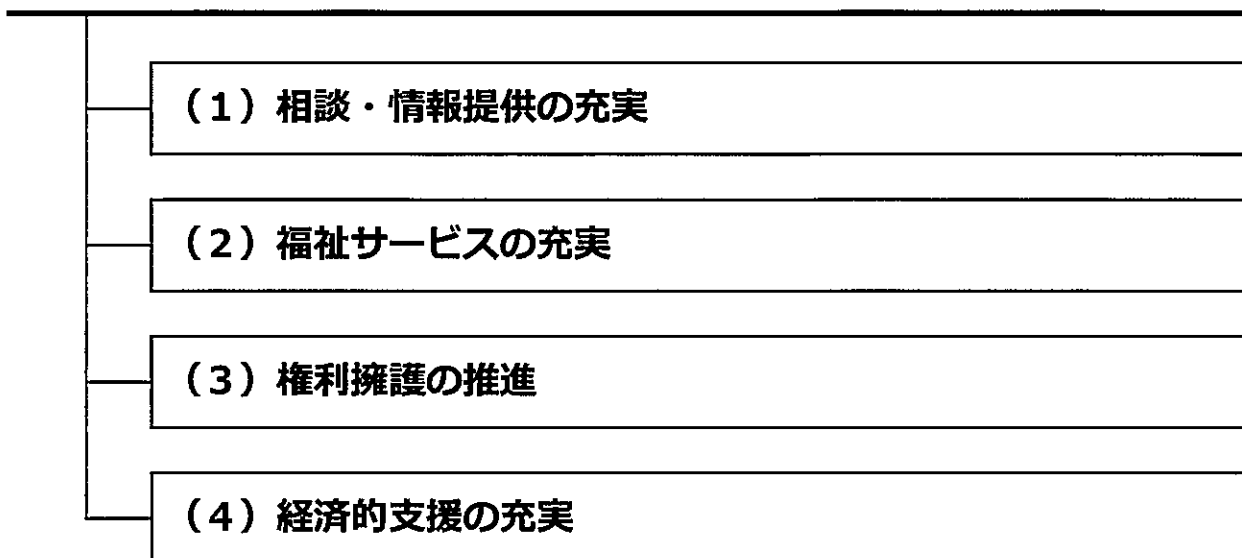
(4) 支え合いの地域づくり

町民、事業者、ボランティア・NPO¹⁾、社会福祉協議会及び町が互いに連携し、協力しながら、地域における障害者や高齢者等の見守り・支え合い福祉を推進します。

地域福祉の担い手の中心となる、民生委員・児童委員、自治会などとの連携の強化を図ります。また、ボランティアの育成、ボランティア活動の支援、団体相互の連携など、支え合い活動をする障害者団体に対して必要な支援を行います。

¹⁾ NPO: Non Profit Organization の略で、民間非営利組織などと訳され、福祉・医療、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、男女共同参画など多様な分野における自主的・自発的な社会活動を行っています。平成10年3月に成立した「特定非営利活動促進法（NPO法）」は、法人格を取得し、社会的信用を高めることを目的としてNPOを支援・育成していくためのもので、宗教や政治活動を主な目的としないという前提で、公益のために活動することをNPO法人の要件としています。

施策2 地域生活を支える体制づくり



(1) 相談・情報提供の充実

療育や就学、就職、福祉サービスの利用など、障害者が抱える様々な生活課題について、適切に相談に応じるとともに、きめ細かな情報提供の充実に努めます。

1) 相談支援

発達障害や高次脳機能障害¹⁾者、難病²⁾患者など、各種障害者手帳をもたない障害者が、相談や適切な支援が受けられるようにします。

当事者でもある障害者自身が相談を受ける「ピアカウンセリング³⁾」については、県や近隣市町村、障害者団体と連携をしながら実施します。

2) 情報提供

視覚障害者など、障害の特性に配慮した情報提供を行います。

¹⁾ 高次脳機能障害：交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障害が起きた状態をいいます。

²⁾ 難病：医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことをいいます。障害者総合支援法では、難病等も障害者の定義に加えられました。施行当初、障害福祉サービスの対象疾病は130疾病でしたが、平成29年4月現在、358疾病が対象となっています。（※障害者総合支援法の対象疾病は、指定難病より対象範囲が広がっています。）

³⁾ ピアカウンセリング：同じ障害を抱えた障害当事者であるピア・カウンセラーが、障害者の相談や情報提供などを行うことです。

(2) 福祉サービスの充実

障害者総合支援法及び児童福祉法による障害福祉サービスを基本とし、障害の状況や生活スタイルに対応した支援が行えるようサービス内容の充実と供給量の確保に努めます。

1) 在宅福祉サービスの充実

障害者が安心して在宅で過ごせるよう、障害者総合支援法による「自立支援給付」「地域生活支援事業」などを充実させるとともに、障害者の家族等に対する支援に努めます。

また、難病患者に対しては、障害者総合支援法のサービス提供の対象となる難病について周知を図るとともに、医療機関などの関係機関との連携を図り、支援体制の整備に努めます。

2) 障害福祉制度と介護保険制度との連携

障害者の高齢化に対応するため、障害福祉制度と介護保険制度、障害福祉サービスの相談支援事業所や相談支援専門員等と、介護保険サービスの地域包括支援センター¹⁾、居宅介護支援事業所や介護支援専門員等の連携の強化に取り組みます。

3) 外出しやすい環境づくり

障害者が安心して外出できるように、ガイドヘルパー派遣のサービス基盤を充実するとともに、JR等の交通割引制度の周知を図ります。

4) 施設利用・居住支援の充実

障害や生活状況に応じた入所施設等の活用を支援するとともに、ニーズに応じた提供基盤について、広域での確保に努めていきます。また、地域生活を支援するため、グループホーム²⁾などの居住支援サービスの充実に努めるとともに、民間賃貸住宅等への入所支援策等を検討していきます。

¹⁾ グループホーム：地域の中にある住宅等において、共同で生活する数人の知的障害者や精神障害者に対して、世話人による食事提供、金銭管理などの日常的な生活援助を行う施設です。他に介護保険制度では「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」があります。

²⁾ 地域包括支援センター：介護保険法に基づく相談支援機関で、七戸町では天間林保健センター内に設置していません。

(3) 権利擁護の推進

障害者への虐待、権利侵害の防止や問題の早期発見・対応ができるよう、町社協や民生委員・児童委員などとの連携を強化します。

1) 成年後見制度等の促進

知的障害や精神障害、認知症などにより、判断能力が十分ではない人が、地域で適切なサービスが受けられるよう、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービスなどを行う、日常生活自立支援事業¹⁾の周知を図ります。

契約締結など法律行為が困難な場合には、成年後見制度²⁾を円滑に利用できるよう、後見などの開始の審判請求及び後見人などの報酬を助成します。

今後は、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会などの専門職団体と連携を図りながら、身近に親族がない方に対する町長申立てによる制度の利用支援や、市民後見人の養成を行うとともに、選任された後見人のサポート体制について検討し、制度利用の促進を図っていきます。

2) 意思決定支援

知的障害者又は精神障害者（発達障害者を含む）が、障害福祉サービスの利用等、意思決定の際に不利益を受けることがないように、本人の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な相談支援体制の整備に努めます。

3) 障害者虐待防止の取組

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害虐待防止法）³⁾」に基づき、虐待防止に向け、情報の収集や啓発に努めていきます。

(4) 経済的支援の充実

障害者の社会生活の安定を図り、自立や社会参加を促進するために、国の制度に基づく障害者年金、特別障害者手当や障害児手当などの手当を支給するとともに、生活

¹⁾ 日常生活自立支援事業：認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が十分ではない方へ福祉サービスの利用手続援助や日常的な金銭管理等を行う事業で、各道府県社会福祉協議会を実施主体、各市町村社会福祉協議会が窓口として実施しています。

²⁾ 成年後見制度：認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取引権が付与された成年後見人等が行う仕組みとして、平成12年4月からスタートした制度。家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」とあらかじめ本人が後見人を選ぶ「任意後見」があります。

³⁾ 障害者虐待防止法：障害者への虐待の防止、早期発見、虐待を受けた方に対する保護や自立の支援及び養護者に対する支援などを行うことにより障害のある方の権利・利益を擁護することを目的とした法律です。

福祉貸付制度¹⁾ や、所得税・住民税、自動車税の減免のほか、自動車運転免許取得費助成や自動車改造費の助成を行います。また、JRや有料道路通行料金などの各種割引制度の周知に努めます。

¹⁾ 生活福祉貸付制度：低所得者及び障害者並びに高齢者に対し、必要な資金の貸付けと民生委員による援助指導を行う制度で、社会福祉協議会が実施しています。

施策3 保健・医療・リハビリテーションの充実

(1) 障害の予防・早期発見、療育¹⁾の充実

(2) 地域医療・リハビリテーションの充実

(1) 障害の早期発見・療育の充実

町民が心身ともに健やかに暮らすために、障害の発生予防、各種健診による早期発見に取り組みます。

1) 障害の予防

障害の発生要因となる生活習慣やメタボリックシンドローム²⁾など、健康づくりに取り組んでいきます。健康づくりの基本は、町民一人一人の自らの意志に基づく行動であることから、積極的に啓発活動を進めていきます。

2) 心の健康づくり支援

職場や地域における「心の健康づくり」に対する取組を支援していきます。また、精神保健に関する正しい知識の普及・啓発、精神保健に関する相談体制を充実します。

¹⁾ 療育：「療」は医療、「育」は養育・保育のことで、障害児が自立できるよう、診断・治療・教育を行うことです。なお、「療育手帳」は、知的障害者や子どもに交付される手帳です。

²⁾ メタボリックシンドローム：動脈硬化性疾患（心筋梗塞や脳梗塞など）の危険性を高める複合型リスク症候群で、次の基準に該当する者。ウエスト周囲径が男性で85cm、女性で90cm以上を「要注意」とし、その中で①血清脂質異常（トリグリセリド値150mg/dL以上、またはHDLコレステロール値40mg/dL未満）、②血圧高値（最高血圧130mmHg以上、または最低血圧85mmHg以上）、③高血糖（空腹時血糖値110mg/dL）の3項目のうち2つ以上を有する場合をいいます。

3) 早期発見・療育体制の充実

妊産婦健診、乳幼児健康診査においては、身体、運動、精神発達を確認し、障害の早期発見、治療に対応します。

子どもの発達に遅れがあり、子どもとの接し方、遊ばせ方がわからないなどの親子の支援など、早期の療育体制の充実を図ります。

一般町民に対しては、健康や健診に対する意識啓発と生活習慣病の早期発見に努めます。

4) 相談体制の充実

地域の医療機関や関係機関との連携のもと、相談体制の充実を図ります。

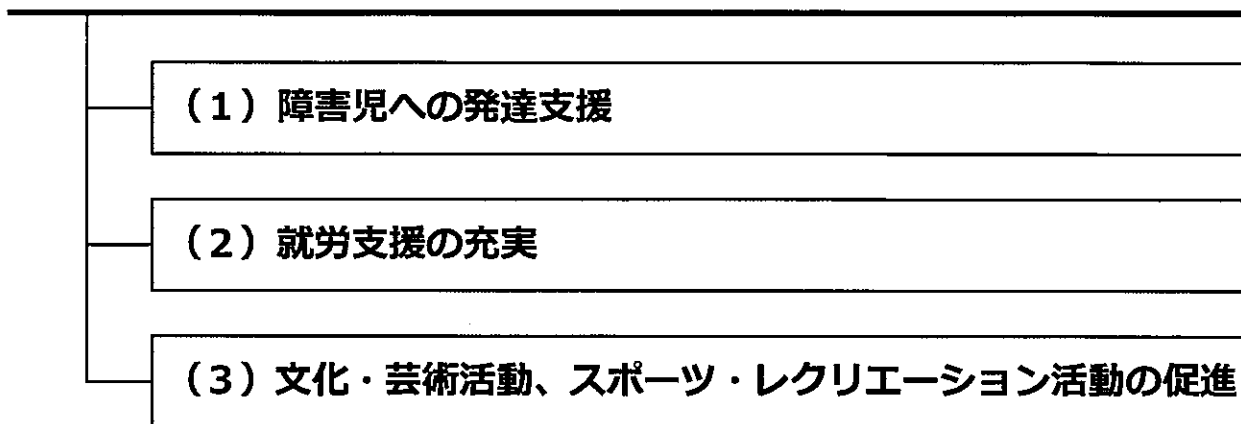
(2) 地域医療・リハビリテーションの充実

自立支援医療による医療費の支援や、障害に対応できる病院の情報提供を行うなど、障害者が医療を受けやすい体制づくりを進めるとともに、町民一人一人が身近な地域でかかりつけ医をもつことを推進していきます。

難病患者も障害者総合支援法の障害者に含まれます。障害福祉サービス等の提供や情報発信など、県や関係機関等との連携を図りながら支援体制の充実を図ります。

地域の医療機関・施設等と連携した地域リハビリテーション体制の構築を検討します。

施策4 自立と社会参加の促進



(1) 障害児への発達支援

児童相談所、保育所・教育機関など、関係機関との連携を図り、障害児に対する教育体制の充実に努めます。

1) 就学前の保育・教育

発達に課題のある乳幼児や障害児をもつ保護者の養育不安解消のため、情報提供、相談等の充実に努めます。

また、障害児通所支援事業所と保育所・認定こども園¹⁾との交流事業を通じ、相互理解を深め、障害の有無にかかわらずともに育つ環境づくりを推進します。

2) 学校教育

一人一人の発達の状況や障害の状況、教育的ニーズに応じた就学を図るため、指導・助言を行うとともに、専門療育・教育機関などと連携を図り、障害児の就学の場の充実に努めます。また、特別支援学級と通常学級との交流、小・中学校と特別支援学校²⁾等との交流を行い、相互理解を深める教育を推進します。

発達障害に対する教職員の障害理解の推進と専門性の向上を図り、支援・相談対応ができる体制づくりに努めます。

¹⁾ 認定こども園：教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。

²⁾ 特別支援学校：心身に障害のある児童・生徒が通う学校で、幼稚部・小学部・中学部・高等部がある。平成19年までは「ろう学校」「盲学校」「養護学校」と区分されていたが、法改正により、「特別支援学校」へと一本化されました。

3) 障害児への虐待防止

障害児への虐待の防止、早期発見とともに、障害児の保護者の不安解消に努めます。

(2) 就労支援の充実

障害者の雇用の経験がない企業や一般就労¹⁾の経験がない人の双方の不安を解消し、雇用・就労意欲を高めるなど、一般就労を促進するための支援を充実していきます。

働くことを通じて社会参加や自己実現を目指すための自立と生きがいを得るため、公共職業安定所等の関係機関と連携をとり、障害者雇用率²⁾の啓発などにより、障害者の就労機会の拡大を事業主に対し働きかけていきます。

また、一般就労が困難な障害者に対しては、特別支援学校等と連携をとり、福祉的就労協力事業所の拡充に努めるとともに、日中における活動の場の確保に努めます。

(3) 文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動の促進

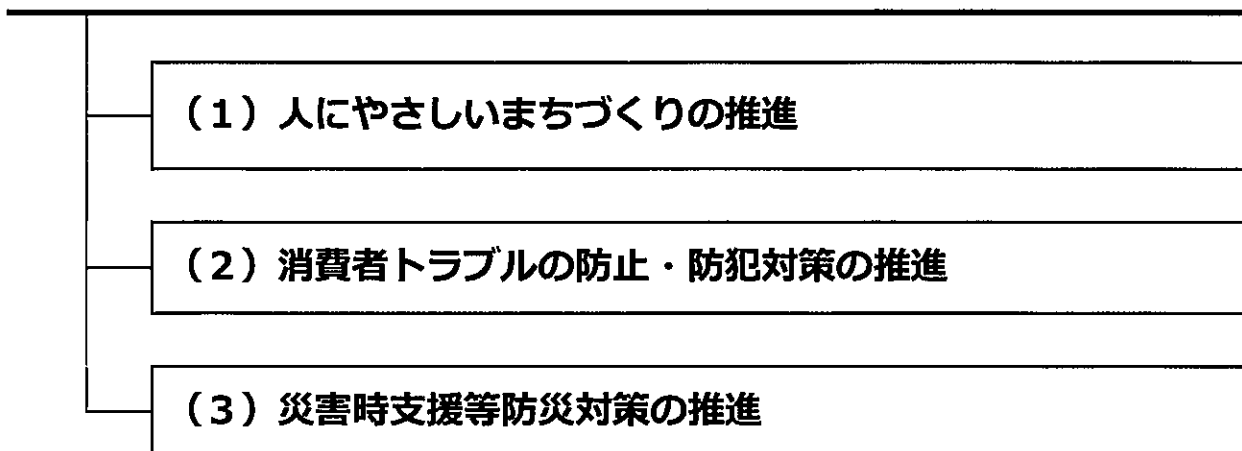
障害の有無にかかわらず、生涯にわたり学習活動に参加できるよう生涯学習講座の受講環境の整備に努めます。また、障害者団体などとの連携を図りながら、創作活動や制作作品の発表機会の拡充に努めます。

スポーツ活動の振興を図るため、県と連携を図りながらスポーツ施設の充実に努めるとともに、障害者関係団体やボランティアなどとの連携を強化し、身体障害者、知的障害者スポーツ大会への参加を支援します。

¹⁾ 一般就労：障害者自立支援法に基づき国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の中で、一般就労とは、一般に企業等への就職（就労継続支援A型の利用は除く）や在宅就労、自らの起業をいいます。

²⁾ 障害者雇用率：民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、一定の割合（法定雇用率：一般民間企業2.2%、国・地方公共団体2.5%等／平成30年4月以降）に相当する人数以上の障害者を常用労働者として雇用することが義務付けられています。

施策5 安心・安全な生活環境づくり



(1) 人にやさしいまちづくりの推進

1) 公共施設・教育施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン¹⁾化

障害者や高齢者等が安心して生活ができる環境づくりに向け、バリアフリー法²⁾や青森県福祉のまちづくり条例³⁾に基づき、公共施設・教育施設や公園等の新設・改築の際には、全ての人が使しやすい施設として計画するとともに、民間施設に対しては、手すりの設置やスロープの設置など、障害者等が利用できるように配慮した整備を促進します。

2) 道路・交通

日常の移動手段となる自動車利用に対する支援として、運転免許取得費の助成や改造費の助成、自動車税などの減免措置を行うとともに、公共交通機関の充実を図るため、巡回バスの運行充実の検討や、リフト付きバスの導入を関係機関に要請していきます。また、障害の有無にかかわらず全ての町民の安全を確保し、事故を防止するため、道路など交通環境の整備に努めます。

¹⁾ ユニバーサルデザイン：年齢、性別、障害の有無にかかわらず、全ての人利用可能なように、常により良いものに改良していこうという考え方で、バリアフリーの考え方を更に進めたものです。

²⁾ バリアフリー法：鉄道駅やバスターミナルなどの公共交通機関を対象とする「交通バリアフリー法」と、デパートや旅客施設などのバリアフリー化をめざす「ハートビル法」が統合され、平成18年12月20日から施行された。

³⁾ 青森県福祉のまちづくり条例：高齢者や障害者を含めたすべての県民が、住み慣れた家庭や地域の中で、安全かつ円滑に生活していくために、建築物、道路、公園、公共交通機関などの生活環境を改善し、様々な障壁（バリア）を無くするなど、高齢者、障害者等に配慮した福祉のまちづくりを積極的に推進するために、平成10年10月に「青森県福祉のまちづくり条例」を制定し、平成11年4月から施行しています。

(2) 消費者トラブルの防止・防犯対策の推進

1) 消費者被害対策

障害者や認知症高齢者等が悪質商法や詐欺などの被害に遭わないよう、防犯知識の周知徹底を図ります。

2) 防犯対策

チラシの配布、地域での声かけ運動、緊急連絡網の整備等により、自主防犯活動を支援します。

(3) 災害時支援等防災対策の推進

「七戸町防災計画」に基づき、障害者など災害時要援護者に対する災害時の情報伝達、避難誘導體制及び避難所における生活支援などの対策を図るとともに、地域における自主防災組織や民生委員等と連携を図りながら支援体制の充実に努めます。

プライバシーに配慮した災害時要援護者情報の共有及び活用の推進に努め、避難支援体制の具体化を図ります。

障害福祉計画（第6期）

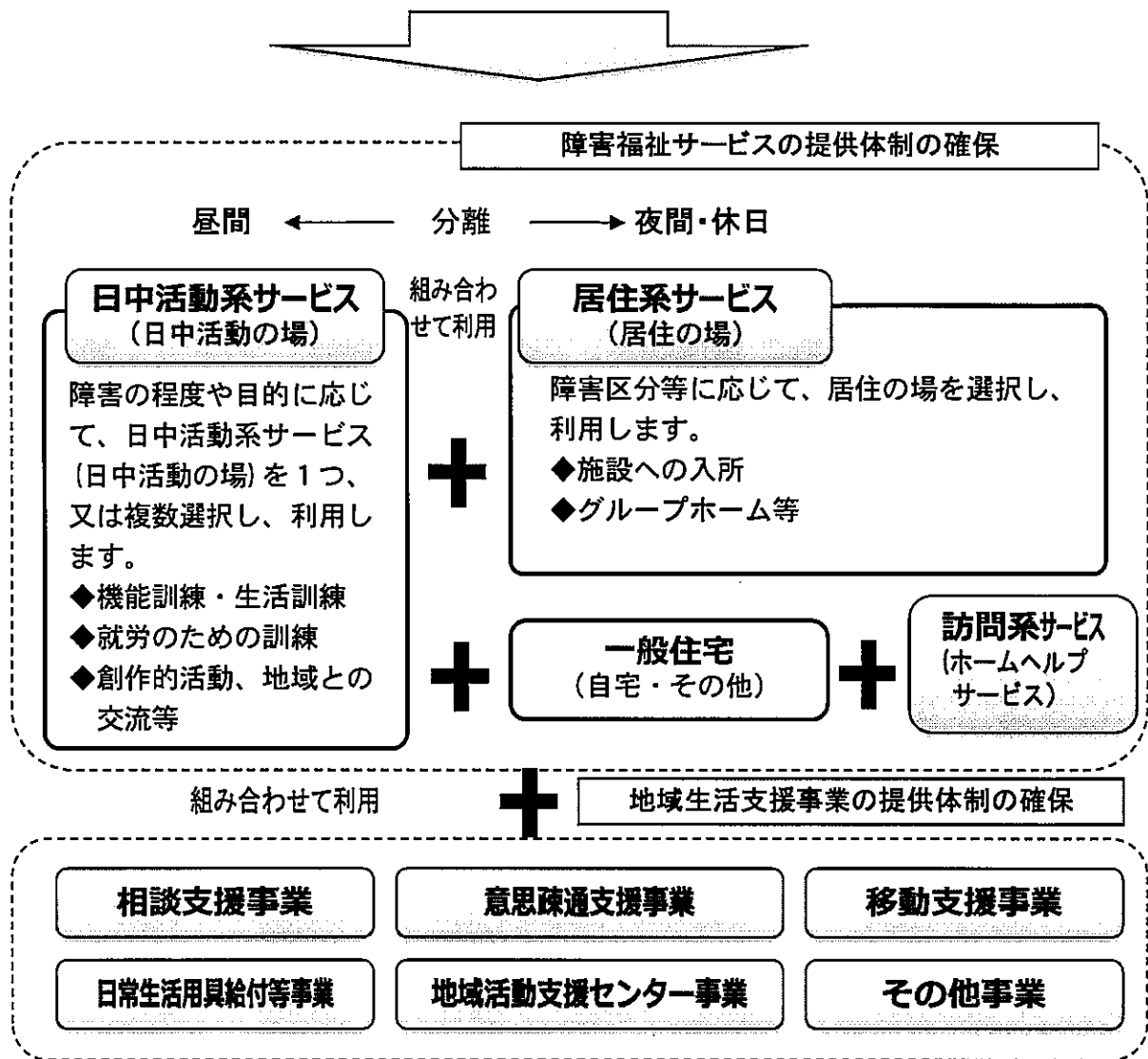
（令和3～令和5年度）

第1章 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

本計画は、国の基本指針の改正内容に即して、障害者総合支援法に基づくサービスの整備目標とその確保のための方策について定めます。

基本的な考え方は、次のとおりとし、計画課題を踏まえて、令和5年度の成果目標を設定した上で、需要等に応じた「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」の提供体制の充実（活動指標の設定）を図り、自立した生活と「地域共生社会」の実現を目指します。

1. 必要な訪問系サービスを保障
2. 希望する日中活動系サービスを保障
3. グループホーム等の確保とともに、地域生活支援拠点等を整備
4. 福祉施設から一般就労への移行等を推進



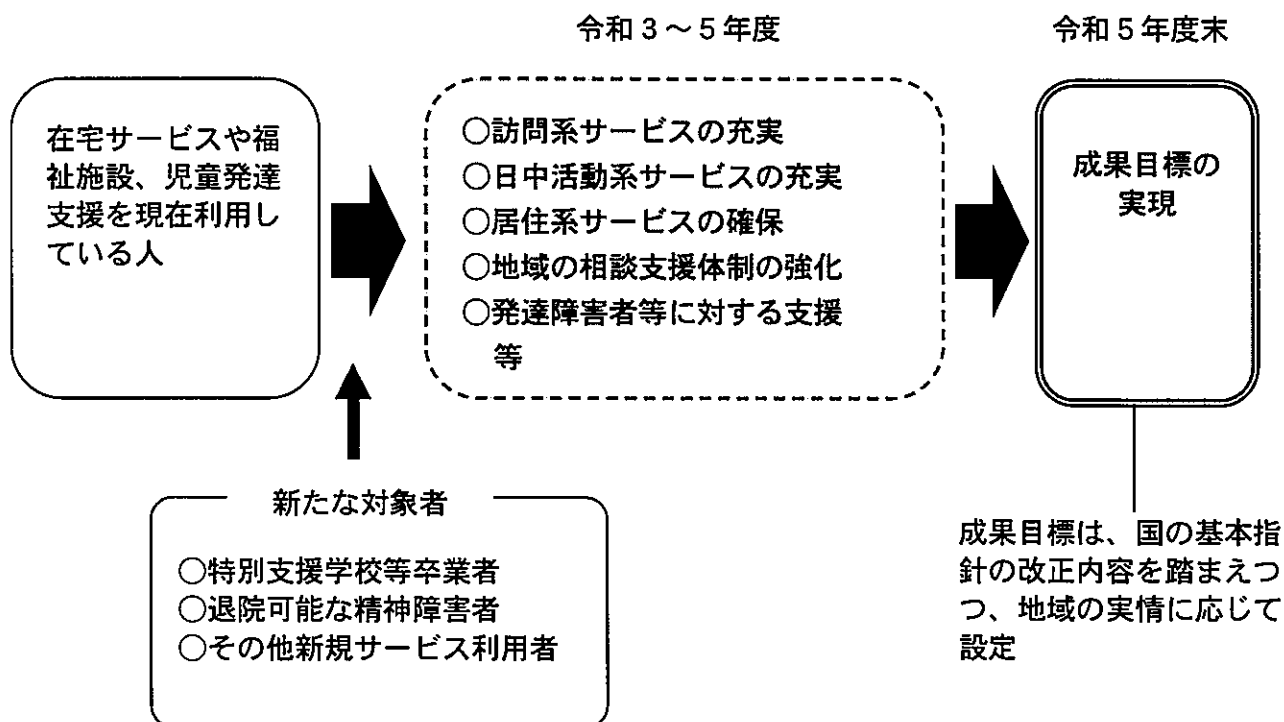
第2章 令和5年度の成果目標・活動指標

本計画では、地域生活への移行や就労支援を進めるため、令和5年度の成果目標と計画期間の活動指標を設定します。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行
5. 相談支援体制の充実・強化等【新規】
6. 障害福祉サービス等の質の向上【新規】

6つの成果目標の設定に当たっては、国の基本指針の改正内容を踏まえつつ、第5期における実績等当町の実情に応じて設定します。

■成果目標実現までの流れ



2-1 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針等に基づき、施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標を下表のとおり設定します。

項目	数値	考え方
【実績】 令和元年度末時点の施設入所者数	41人	○令和元年度末時点において施設に入所している障害者の数。
【目標①】 地域生活移行者数	3人 7.3%	○施設から、グループホームや一般住宅等に移行する者の数。 ○国の「基本指針」では、令和元年度末時点における施設入所者の6%以上が、令和5年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。
令和5年度末における施設入所者数	40人	○国の「基本指針」では、令和元年度末時点における施設入所者の9%以上が、令和5年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。
【目標②】 施設入所者の削減	1人 2.4%	○令和5年度末時点での施設入所者の削減目標（見込み）数。 ○国の「基本指針」では、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

2-2 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針等に基づき、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する活動指標を下表のとおり設定します。

項目	数値			考え方
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【活動指標①】 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	町単独又は圏域での設置を検討			○国の「基本指針（別表第1の八）」では、市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定するとされている。
【活動指標②】 精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人	
【活動指標③】 精神障害者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人	
【活動指標④】 精神障害者の共同生活援助の利用者数	5人	5人	5人	
【活動指標⑤】 精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人	

なお、次の成果目標については青森県が設定予定です。

- (1) 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

【新規】

- (2) 精神病床の1年以上入院患者数

- (3) 精神病床における早期退院率

2-3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等は、地域で障害者や発達支援を必要とする児童とその家族が安心して生活するため、必要な機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）の5つの必要な機能を備えた体制です。

項目	目標	考え方
地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討	町単独又は圏域での設置を検討	○国の「基本指針」では、令和2年度末までに各市町村（又は各圏域）に、少なくとも1つ以上を整備することされている「地域生活支援拠点等」を令和5年度末までの間、1つ以上確保しつつ、その機能充実のため、年一回以上、運用状況を検証及び検討することを基本とする。

2-4 福祉施設から一般就労への移行等

本町においては企業等就職先の数に限りがあるため、ハローワークとの連携を密にし、広域による対応を図り雇用先の確保に努めます。

また、障害者の雇用を促進するため、就労移行支援や就労継続支援を提供する事業所の確保や企業へ働きかけていきます。更に本町における物品の購入、役務の提供などについて、福祉施設での受注機会の拡大に努めます。

2-5 相談支援体制の充実・強化等

当町は、総合的な相談業務とともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援、意思決定支援等を継続するほか、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図ります。

2-6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

当町は、今後も青森県による、町内事業所への訪問指導を含め、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築します。

第 3 章 障害福祉サービスの見込量及び確保のための方策

国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために、国や都道府県の財政援助（裁量的経費）のもと、市町村が地域の実情に応じて、実施する「地域生活支援事業」があります。なお、障害児に対するサービスに関しては「障害児福祉計画」に記載しています。

自立支援給付	介護給付	訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援
		日中活動系サービス	生活介護 療養介護 短期入所（ショートステイ）
		居住系サービス	施設入所支援
	訓練等給付	日中活動系サービス	自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型・B型） 就労定着支援
		居住系サービス	自立生活援助 共同生活援助（グループホーム） 宿泊型自立訓練
	地域相談支援給付		地域移行支援 地域定着支援
	計画相談支援給付		計画相談支援 （サービス利用支援、継続サービス利用支援）
	自立支援医療		育成医療、更生医療、精神通院医療
	補装具		車いす、義手、義足、補聴器など
	地域生活支援事業	必須事業	理解促進・啓発事業 自発的活動支援事業 相談支援事業 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人支援事業 意思疎通支援事業 日常生活用具給付等事業 手話奉仕員養成研修事業 移動支援事業 地域活動支援センター機能強化事業
任意事業		日中一時支援事業 訪問入浴サービス事業 自動車改造費補助事業 ※量の見込・確保策を定めるもの	

3-1 自立支援給付の概要と見込量・確保方策

(1) 訪問系サービス

①居宅介護【介護給付】

家庭にヘルパーを派遣して入浴、排せつ、食事の身体介護や掃除などの家事援助を行うサービスです。

②重度訪問介護【介護給付】

重度の肢体不自由者又は重度の精神障害者若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常時介護を必要とする人を対象に、家庭にヘルパーを派遣して食事や排せつの身体介護、掃除などの家事援助、コミュニケーション支援のほか、外出時における移動介護などを総合的に提供するサービスです。

③同行援護【介護給付】

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者に対し、外出時等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。

④行動援護【介護給付】

知的障害・精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者等であって、常時介護を要する者につき、行動する際に生じる危険を回避するために、必要な援護、外出における移動中の介護等を行うサービスです。

⑤重度障害者等包括支援【介護給付】

障害支援区分6に該当し、意思の疎通が困難な重度の障害者を対象に、複数のサービスを包括的に提供するサービスです。

【サービス利用の見込みの設定】

訪問系サービスの利用者数は増加傾向で推移すると想定し、サービス見込量を設定します。

■利用時間・実利用者数の実績・見込み（月平均）

		第5期計画の実績			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括 支援	実利用者数 (人)	13	15	12	13	14	15
	利用時間 (時間)	139	136	133	130	140	150

(2) 日中活動系サービス

①生活介護【介護給付】

常時介護を必要とする障害者で、障害支援区分3以上（50歳以上の場合は区分2以上）である方に対し、施設などで入浴、排せつ、食事の介助や創作的活動、生産活動の機会などを提供するサービスです。

【具体的な利用者のイメージ】

- ・身体機能の状態から、在宅生活を維持することが困難であり、施設に入所して介護を受けながら安定した生活をしたい人。
- ・病院は退院したが、介護等の支援が必要なため、直接地域生活へ移行することには、不安がある人。
- ・訓練施設を利用していたが、障害の状態が悪化し、介護が必要な状態になった人。

【サービス利用の見込みの設定】

利用時間、利用者数に大きな変化はないことから、微増で推移すると想定し、サービス見込量を設定します。

■実績・見込み（月平均）

		第5期計画の実績			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
生活介護	実利用者数 （人）	45	46	46	47	48	49
	利用日数 （人日）	926	1,002	955	1,024	1,046	1,068

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）〔訓練等給付〕

「機能訓練」は、地域で生活できるようにすることを目的に、身体機能や生活能力の維持・向上を図る目的に、一定期間（基本は18か月）のプログラムに基づき、身体機能・生活の機能向上のために必要な訓練などを提供します。

【具体的な利用者のイメージ】

- ・病院で一通りのリハビリテーションは行ったが、地域において実生活を送る上では、家事等にまだ不安がある人。
- ・施設を退所し、地域生活へ移行するため、日常生活上の実践的なトレーニングを受けたい人。
- ・特別支援学校を卒業し、就労したいと考えているが、障害の状態から作業をこなせるかどうか不安な人。

「生活訓練」は、地域での生活を送る上で、生活能力の維持・向上を図る目的に、一定期間（基本は24か月）のプログラムに基づき、地域での生活を営む上での必要な訓練などを提供するサービスです。

【具体的な利用者のイメージ】

- ・施設を退所し、地域生活を送る上で、日常生活を営むための準備を行いたい人。
- ・長期間入院していたため、食事等の家事を行えない人。

【サービス利用の見込みの設定】

機能訓練は、町内及び近隣市町に事業所がないため、利用は見込みませんが、ニーズを把握しながら、必要に応じて近隣市町や事業所との連携により確保に努めます。生活訓練は、現在の利用状況を踏まえ、サービス利用の増加を見込みます。

■利用時間・実利用者数の実績・見込み（月平均）

		第5期計画の実績			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度（見込み）	3年度	4年度	5年度
機能訓練	実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
	利用日数（人日）	0	0	0	0	0	0
生活訓練	実利用者数（人）	11	12	9	9	10	11
	利用日数（人日）	926	1,002	955	1,024	1,046	1,068

③就労移行支援【訓練等給付】

一般就労を希望し、実習や職場探しを通じて適性に合った職場への就労などが見込まれる 65 歳未満の障害者を対象に、一定期間（基本は 24 か月）のプログラムに基づき、生産活動やその他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための必要な訓練などを提供します。

公共職業安定所、近隣や地元の一般企業、特別支援学校、就労支援施設等との連携を強化し、支援の充実を図ります。

【具体的な利用者のイメージ】

- ・特別支援学校を卒業したが、就労に必要な体力や準備が不足しているため、これらを身につけたい人。
- ・就労していたが、体力や職場の環境に適応できずに離職となったが、再度、訓練を受けて、適性に合った職場で働きたい人。
- ・施設を退所し、就労したいが、必要な体力や職業能力等が不足しているため、これらを身につけたい人。

【サービス利用の見込みの設定】

第 5 期計画期間中の利用はありませんでしたが、1 人のサービス利用を見込みます。

■実績・見込み（月平均）

		第 5 期計画の実績			第 6 期計画（利用見込量）		
		30 年度	元年度	2 年度 (見込み)	3 年度	4 年度	5 年度
就労移行支援	実利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1
	利用日数 (人日)	0	0	0	12	12	12

④就労継続支援【訓練等給付】

i) A型（雇用型）

就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用が結びつかなかった方、特別支援学校を卒業後に就職活動をしたが雇用には結びつかなかった方などを対象に、事業者と雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の活動の機会を通じ、知識や能力の向上のために必要な訓練などを提供します。

【具体的な利用者のイメージ】

- ・特別支援学校を卒業して就労を希望するが、一般就労するには必要な体力や職業能力が不足している人。
- ・一般就労していて、体力や能力などの理由で離職したが、再度、就労の機会を通じて、能力等を高めたい人。
- ・施設を退所して就労を希望するが、一般就労するには必要な体力や職業能力が不足している人。

ii) B型（非雇用型）

年齢や体力の面から就労が困難な障害者、就労移行支援事業などを利用したが雇用には結びつかなかった障害者を対象に、就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練などを提供します。

【具体的な利用者のイメージ】

- ・就労移行支援事業を利用したが、必要な体力や職業能力の不足等により、就労に結びつかなかった人。
- ・一般就労をしていて、年齢や体力などの理由で離職したが、生産活動を続けたい人。
- ・施設を退所するが、50歳に達しており就労は困難な人。

【サービス利用の見込みの設定】

「A型」「B型」とともに、利用者の増加を見込みます。

■実績・見込み（月平均）

		第5期計画の実績			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
A型（雇用型）	実利用者数 （人）	5	7	8	8	9	9
	利用日数 （人日）	105	140	149	168	189	189
B型（非雇用型）	実利用者数 （人）	55	52	53	54	55	56
	利用日数 （人日）	1,125	1,105	1,021	1,134	1,155	1,176

⑤就労定着支援【訓練等給付】

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

【サービス利用の見込みの設定】

令和元年度、2年度の実績を踏まえ、1人の利用を見込みます。

■実績・見込み（月平均）

		第5期計画の実績			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
就労定着支援	実利用者数 （人）	0	1	1	1	1	1

⑥短期入所（ショートステイ）【介護給付】

介助者の病気などの理由により障害者の介助ができなくなった場合、障害者・障害児を対象に、夜間を含めて施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護を行うサービスです。

【サービス利用の見込みの設定】

介助者の高齢化などにより、ニーズが増加すると予想されることから、サービス利用日数の増加を見込みます。

■実績・見込み（月平均）

		第5期計画の実績			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
短期入所	実利用者数 （人）	3	2	2	2	2	2
	利用日数 （人日）	22	17	21	30	30	30

⑦療養介護【介護給付】

病院などへの長期入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする障害者に対して、主に昼間に病院や施設での機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護、日常生活上のサービスを提供します。

【具体的な利用者のイメージ】

- ・筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人。
- ・入院医療に加え、常時の介護が必要な筋ジストロフィー症患者、重症心身障害者。

【サービス利用の見込みの設定】

療養介護は、利用対象者の特性から利用実績の増減はないと想定し、サービス量を設定します。

■実績・見込み（月平均）

		第5期計画の実績			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
療養介護	実利用者数 （人）	4	4	4	4	4	4

(3) 居住系サービス

居住系サービスは、入所施設等で住まいの場を提供するサービスです。

① 自立生活援助〔訓練等給付〕

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

【サービス利用の見込みの設定】

第5期計画期間中の利用はありませんが、1人の利用を見込みます。

■実績・見込み（月平均）

		第5期計画の実績			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
自立生活援助	実利用者数 （人）	0	0	0	1	1	1

② 共同生活援助（グループホーム）〔訓練等給付〕

主として夜間において、共同生活の場における相談、入浴、排せつ等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

【具体的な利用者のイメージ】

- ・ 単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら、地域の中で暮らしたいと考えている人。
- ・ 一定の介護が必要であるが、施設ではなく、地域の中で暮らしたい。
- ・ 施設を退所して、地域生活へ移行したいが、いきなりの単身生活には不安がある人。

【サービス利用の見込みの設定】

第5期計画期間と同程度の利用を見込みます。

■実績・見込み（月平均）

		第5期計画の実績			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
共同生活援助	実利用者数 （人）	25	24	24	25	25	25

③施設入所支援【介護給付】

夜間での介護を必要とする障害者や、自立訓練・就労移行支援を利用している障害者の中で単身の生活が困難である方、又は、様々な事情により通所が困難な方を対象に、夜間における居住の場を提供し、入浴や食事などの日常生活上の世話をを行うサービスです。

【サービス利用の見込みの設定】

退所（地域生活への移行）支援を充実する一方で、待機者等の状況を踏まえ、利用者総数は微減で見込みます。

■実績・見込み（月平均）

		第5期計画の実績			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
施設入所支援	実利用者数 （人）	41	41	41	41	41	40

④宿泊型自立訓練【訓練等給付】

知的障害又は精神障害者に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。

【サービス利用の見込みの設定】

令和2年度実績よりも1人増の利用を見込みます。

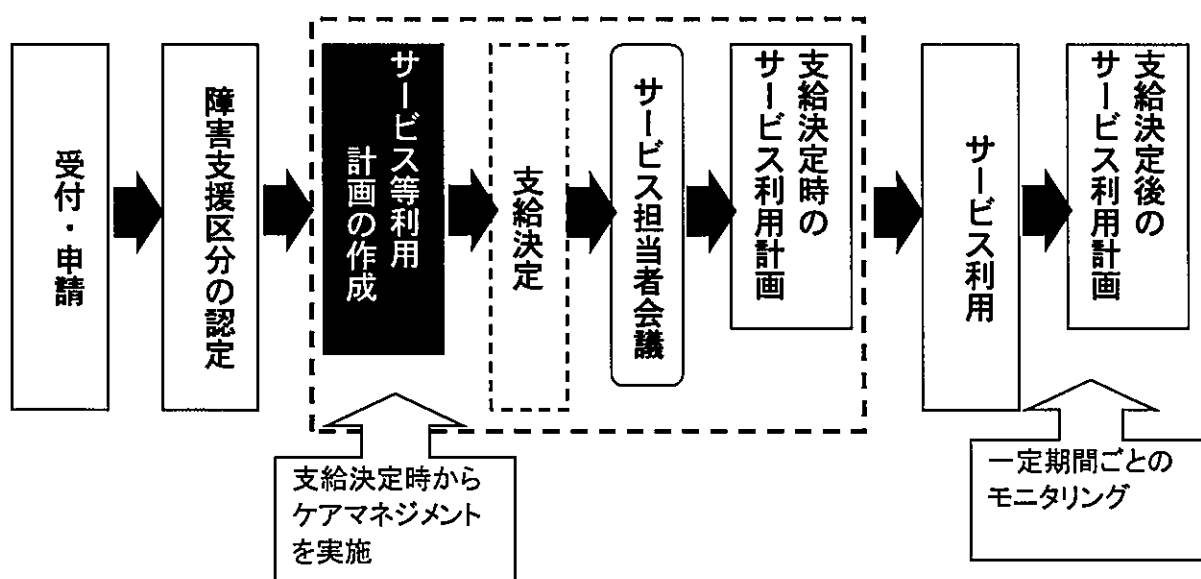
■実績・見込み（月平均）

		第5期計画の実績			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
宿泊型自立訓練	実利用者数 （人）	7	6	3	4	4	4

(4) 相談支援

障害福祉サービスを利用する方に対し、サービス等利用計画の立案や定期的なモニタリングの実施、また事業所との連絡・調整等を支援します。

また、施設等からの地域移行するための支援や、地域に定着して暮らすための支援を行います。



①計画相談支援（サービス利用計画書の作成）

入院・入所している障害者が、地域生活へ移行する際に計画的・包括的な支援を必要とする場合や、支給決定利用者であって複数のサービスを組み合わせて利用する必要がある障害者に対して、計画的なプログラムの作成を行います。

②地域移行支援

障害者施設に入所している障害者や入院している精神障害者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

③地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に対する相談や緊急訪問・対応等を行います。

【サービス利用の見込みの設定】

計画相談支援の利用者数については、第5期計画期間中の実績を踏まえ、利用の増加を想定し、見込量を設定します。

地域移行支援、地域定着支援については、ともに年間1人を見込み、地域の関係機関や事業所の連携を強化し、支援の充実を図ります。

■実績・見込み（月平均）

		第5期計画の実績			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	実利用者数 (人)	23	35	16	25	25	25
地域移行支援	実利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	実利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1

(5) 自立支援医療

原則として医療費の1割が自己負担となります。なお、所得や疾病・障害等に応じて自己負担上限額が設定されます。

①精神通院医療

精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に受けている方が対象です。
指定医療機関等で治療上必要な医療を受けるとき支給されます。

②更生医療

18歳以上で身体障害者手帳所持者が対象です。
障害の軽減や職業能力の増進を図るために必要な医療を受けるとき支給されます。

③育成医療

身体に障害のある児童が対象。確実な治療効果が期待できる場合に、その障害の除去若しくは軽減を図るための医療費を受けるとき支給されます。

(6) 補装具

補装具の購入や修理に要した費用の9割を補装具費として支給します。「補装具は身体機能を補完・代替し、長期間にわたり継続して使用されるもの」と定義されており、具体的には義肢・装具・車いす等が該当します。

3-2 地域生活支援事業の概要と見込量

地域生活支援事業は、障害者が障害福祉サービス等を利用しながら、地域で自立した生活ができるよう、各種の相談や必要な情報の提供と助言、虐待の防止等のための権利擁護、また意思疎通や移動を円滑にするための支援などを、町などが自主的に行う事業です。

第5期計画（平成30～令和2年度）の実績等を踏まえつつ、障害者、発達支援の必要な児童の保護者等からの相談対応、生活に必要な情報の提供、意思疎通支援、日常生活用具の給付、障害者等の移動支援等に関する次の内容の地域生活支援事業を継続実施します。

(1) 必須事業

①理解促進・啓発事業

共生社会の実現を図るため、地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。

ニーズや体制を踏まえ、実施を検討します。

②自発的活動支援事業

障害者等の自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、本人や家族、地域住民等による自発的な取組を支援します。

ニーズや体制を踏まえ、実施を検討します。

③相談支援事業

i) 障害者相談支援事業

障害者やその家族などの保健福祉に対する相談に応じ、障害福祉サービスなど必要な情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関と連絡調整し、障害者の権利擁護のために必要な援助を行います。

ii) 基幹相談支援センター等機能強化事業

困難ケースの対応や、相談支援事業者への指導・助言を行うために必要な社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員の配置を行い、相談支援機能の強化を図る事業です。

iii) 住宅入居等支援事業

賃貸住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しながら保証人がいない等の理由で入居が困難な障害者に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行います。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者・精神障害者に対して、成年後見制度の利用を促進し、成年後見制度の申立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用など）及び後見人などの報酬の全部又は一部を助成する事業です。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を行うことのできる法人等に対して、法人後見に必要な知識・技能・倫理を習得できる内容の研修等を行う事業です。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚障害や言語障害、音声機能その他の障害のため、意思の疎通が困難な障害者に対して手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、障害者とその周りの者の意思疎通を円滑なものにします。

青森県聴覚情報センターへ手話通訳者、要約筆記者の派遣を委託していますが、時期的・時間的な問題で対応できない場合があることから、関係機関と連携して、手話通訳者の育成に努めます。

■実績・見込み（年間）

		第5期計画の実績			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	延利用者数 （人）	0	0	0	1	1	1
手話通訳者設置事業	か所数	0	0	0	0	0	0

⑦日常生活用具等給付事業

重度の障害者・障害児であって当該用具を必要とする方を対象に、日常生活に必要な用具を給付又は貸与するサービスです。

排せつ管理支援用具については、一定の増加を見込み、他の品目については、現状程度の利用を見込みます。

障害児・者の特性、ニーズを的確に把握し、必要性に応じ基準を見直すなど、サービスの充実を図ります。

【サービス利用の見込みの設定】

現状程度の利用見込量を設定します。

■実績・見込み（年間）

		第5期計画の実績			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
i) 介護・訓練支援用具	延件数	0	0	0	1	1	1
ii) 自立生活支援用具	延件数	12	13	12	12	12	12
iii) 在宅療養等支援用具	延件数	18	13	18	18	18	18
iv) 情報・意思疎通支援用具	延件数	0	2	1	1	1	1
v) 排せつ管理支援用具	延件数	440	467	440	480	480	480
vi) 居宅生活動作補助用具	延件数	0	0	2	1	1	1

⑧手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員を養成し、日常会話程度の手話表現技術を身につけてもらうことにより、聴覚障害者との交流を図り、支援を行う人材を確保する事業です。

町のサークル及び県ろうあ協会が主催する、近隣自治体での事業を利用しながら、ニーズを把握し、実施体制について検討していきます。

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者に対して、複数での利用の支援などへの対応を図り、社会生活上に必要な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出支援を提供します。

【サービス利用の見込みの設定】

現状程度の利用見込量を設定します。

■実績・見込み（年間）

		第5期計画の実績			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
移動支援事業	実利用者数 （人）	2	2	2	2	2	2
	利用時間 （時間）	3	7	8	10	10	10

⑩地域活動支援センター事業

地域活動支援センターにおいて創作活動の場や生産活動の機会の提供を行い、身体障害者・知的障害者・精神障害者が通うことによって、地域生活の支援を促進する事業です。

【サービス利用の見込みの設定】

現状程度の利用見込量を設定します。

■実績・見込み（月平均）

		第5期計画の実績			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
地域活動 支援センター	か所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数	215	553	560	560	580	600

(2) 任意事業

①日中一時支援事業

介助者の就労や一時的な休息のため、一時的に見守りなどの支援が必要な障害者（児）を対象に、日中における活動の場を確保し、日常的な訓練などの支援を行う事業です。

【サービス利用の見込みの設定】

現状程度の利用見込量を設定します。

■実績・見込み（年間）

		第5期計画の実績			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
日中一時支援事業	利用者数 （人）	3	4	3	4	4	4

②自動車運転免許取得費及び自動車改造費補助事業

身体障害者が自動車運転免許の取得及び自動車を改造する際に要する費用の一部を助成することで、障害者の社会参加を促進する事業です。

【サービス利用の見込みの設定】

現状程度の利用見込量を設定します。

■実績・見込み（年間）

		第5期計画の実績			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
自動車運転免許取得費 及び自動車改造費補助 事業	利用者数 （人）	1	1	1	1	1	1

障害児福祉計画（第2期）

（令和3～令和5年度）

第1章 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

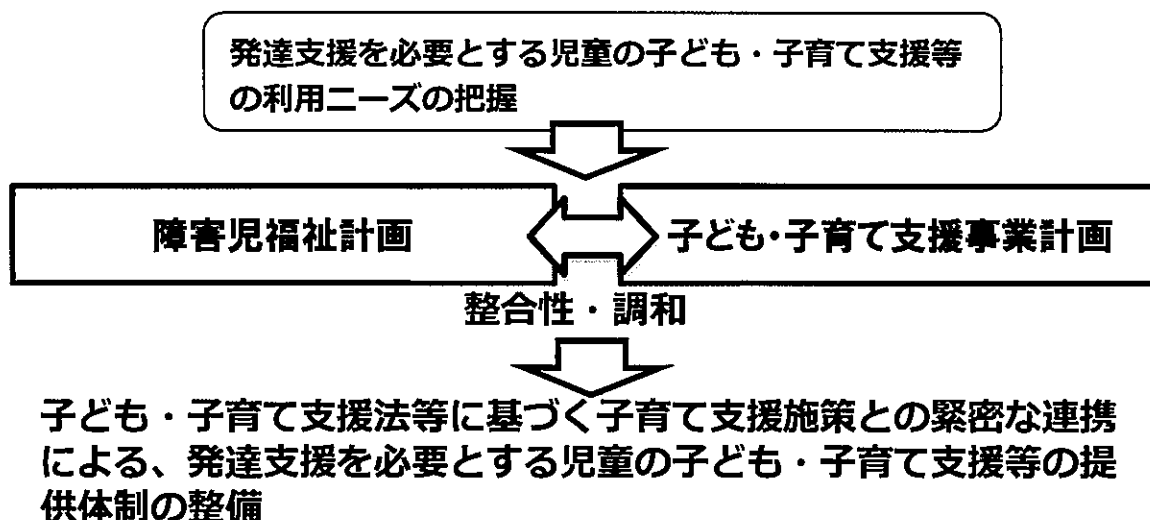
障害児福祉計画は、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等と連携した支援などを見すえて、障害児支援の提供体制を計画的に確保することを目的としており、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や、次の項目について記載します。

■障害児福祉計画と基本指針の基本的な構造

区分	項目
義務	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
義務	各年度における区域ごとの指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
努力義務	指定通所支援又は指定障害児相談支援の見込量の確保方策
努力義務	医療機関、教育機関等の関係機関との連携
その他 (一部)	計画は障害児の数、その障害の状況を勘案すること(義務)
	計画を作成する場合、障害児の心身の状況等を把握した上で作成すること(努力義務)
	他の計画と調和が保たれること(義務)

資料：社会保障審議会第83回障害者部会資料(参考資料2)より作成

また、障害児福祉計画は、基本指針において、発達支援の必要有無にかかわらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障害児福祉計画の作成に関する基本的事項として、発達支援を必要とする児童の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備が盛り込まれています。



第2章 令和5年度の成果目標と活動指標

本計画では、児童の健やかな育成のために、令和5年度の成果目標として、次の3つの事項に関する目標値（成果目標）及び活動指標を設定します。成果目標等の設定に当たっては、国の基本指針の改正内容を踏まえつつ、第1期における実績等に応じて設定します。

1. 児童発達支援等の提供体制の整備等
2. 医療的ニーズへの対応
3. 子ども・子育て支援等の提供体制の整備

2-1 児童発達支援等の提供体制の整備等

項目	数値	考え方
【目標①】 児童発達支援センターの設置	圏域で設置可能を検討	○国の「基本指針」では、令和5年度末までに各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
【目標②】 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1箇所	○国の「基本指針」では、令和5年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援事業が利用できる体制を構築することを基本とする。

2-2 医療的ニーズへの対応

項目	数値	考え方
【目標③】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	町内に事業所がないため、圏域内での確保に努める	○国の「基本指針」では、令和5年度末までに各市町村において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保、保育所等訪問支援事業を少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
【目標④】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1箇所 (圏域での設置を検討)	○国の「基本指針」では、令和5年度末までに各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

2-3 子ども・子育て支援等の提供体制の整備

当町は、障害の有無にかかわらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から、子ども・子育て支援等の提供体制の整備を図ります。

第3章 障害児支援等見込量及び確保のための方策

児童発達支援等及び子ども・子育て支援等の見込量及び確保のための方策について、次のサービス体系に沿って設定します。

障害児支援等	障害児通所支援	児童発達支援	
		放課後等デイサービス	
		保育所等訪問支援	
		医療型児童発達支援	
		居宅訪問型児童発達支援	
	障害児相談支援	障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助	
		医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	
	障害児入所支援	福祉型障害児入所支援	※県が行うもの
医療型障害児入所支援			

3-1 障害児支援の概要及び見込量

(1) 障害児通所支援

利用見込量は、過去の利用者状況を基に算出しています。

① 児童発達支援

身体障害や知的障害、精神に障害のある未就学児童（発達障害児を含む）を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

【サービス利用の見込みの設定】

第1期計画期間の実績を踏まえ、利用者数の増加を見込みます。

■実績・見込み（月平均）

		第1期計画の実績			第2期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	利用児童数 （人）	2	3	4	5	5	6
	利用延人数 （人日/月）	23	37	19	40	40	48

②放課後等デイサービス

身体障害や知的障害、精神に障害のある就学児童（発達障害児を含む）を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

【サービス利用の見込みの設定】

第1期計画期間の実績を踏まえ、利用者数の増加を見込みます。

■実績・見込み（月平均）

		第1期計画の実績			第2期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
放課後等 デイサービス	利用児童数 （人）	20	17	18	19	20	21
	利用延人数 （人日／月）	290	218	248	266	280	294

③保育所等訪問支援

保育所や集団生活を営む施設に通う発達障害児、その他気になる児童を対象に、障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士等が訪問し、本人や施設スタッフに対し専門的な支援を行います。

【サービス利用の見込みの設定】

第1期計画期間の利用はありませんでしたが、1人の利用を見込みます。

■実績・見込み（月平均）

		第1期計画の実績			第2期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
保育所訪問支援	利用児童数 （人）	0	0	0	1	1	1
	利用延人数 （人日／月）	0	0	0	2	2	2

④医療型児童発達支援

医療の提供が必要な障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

【サービス利用の見込みの設定】

第1期計画期間の利用はありませんでしたが、1人の利用を見込みます。

■実績・見込み（月平均）

		第1期計画の実績			第2期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
医療発達支援	利用児童数 （人）	0	0	0	1	1	1
	利用延人数 （人日／月）	0	0	0	5	5	5

⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にある児童であって、児童発達支援等を利用するために外出することが著しく困難な児童に発達支援が提供できるよう、児童の居宅を訪問して発達支援を行います。

【サービス利用の見込みの設定】

第1期計画期間の利用はありませんでしたが、1人の利用を見込みます。

■実績・見込み（月平均）

		第1期計画の実績			第2期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
居宅訪問型児童 発達支援	利用児童数 （人）	0	0	0	1	1	1
	利用延人数 （人日／月）	0	0	0	2	2	2

(2) 障害児相談支援

① 障害児相談支援

障害児通所支援を利用する障害児を対象に、支給決定を行う際に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

【サービス利用の見込みの設定】

第1期計画期間と同程度の利用を見込みます。

■実績・見込み（月平均）

		第1期計画の実績			第2期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
障害児相談支援	実利用者数 (人)	5	5	4	5	5	5

② 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

国の基本指針において、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進することとされました。県内他自治体の動向をみながら、配置について検討します。

(3) 障害児入所支援

① 福祉型障害児入所支援

障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行います。（県が実施主体です。）

② 医療型障害児入所支援

医療の必要な障害児を入所させて、医療の提供のほか、日常生活の介護等を行います。（県が実施主体です。）

3-2 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズ

子ども・子育て支援等の地域資源のうち、保育所、認定こども園及び放課後児童健全育成事業について、利用ニーズを満たすための定量的な目標を設定しました。

子ども・子育て支援等における障害児の受け入れ体制が整備されるよう、子育て分野と連携して取り組みます。

■障害児の子ども・子育て支援等の利用見込み

	必要な見込量 (人)	第2期計画（利用見込量）		
		3年度	4年度	5年度
保育所	3	3	3	3
認定こども園	4	4	4	4
放課後児童健全育成事業	27	27	27	27

3-3 指定障害福祉サービス等

障害者（18歳以上）を対象とした指定障害福祉サービス等のうち、障害児が利用可能である主なサービスとして次のサービスがあります。

①指定障害福祉サービス

- ・訪問系サービス：居宅介護・行動援護・重度障害者等包括支援、同行援護
- ・日中活動系サービス：短期入所

②地域生活支援事業

（必須事業）

- ・相談支援事業
- ・日常生活用具給付等事業
- ・移動支援事業

（任意事業）

- ・日中一時支援

資料編

資料 1 : 障害者福祉に関わる国の動向 (計画・法令等)

■国の動向 (平成 30 年以降)

平成30年	<p>3月 「障害者基本計画 (第4次)」 策定</p> <p>4月 改正「障害者総合支援法」「児童福祉法」施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・ サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 <p>6月 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ・ 計画策定が努力義務化 (地方公共団体)
平成31年	<p>3月 「障害者文化芸術推進計画」 策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者による文化芸術活動の幅広い促進 ・ 障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化 ・ 地域における障害者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
令和元年	<p>6月 改正「障害者雇用促進法」施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者活躍推進計画策定の義務化 (地方公共団体) ・ 特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給 <p>6月 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする
令和2年	<p>6月 改正「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化 ・ 国民に向けた広報啓発の取組推進 ・ バリアフリー基準適合義務の対象拡大

資料 2 : 障害者総合支援法の概要

(1) 目的の改正

法の目的で「障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営む」との表記を「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営む」とするとともに、「地域生活支援事業」による支援を含めた総合的な支援を行うことが明記されました。

(2) 基本理念の創設

第1条の2に新たに「基本理念」を創設され、

- ①全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されること
- ②全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること
- ③全ての障害のある人及び障害のある子どもが可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられること
- ④社会参加の機会が確保されること
- ⑤どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- ⑥障害のある人及び障害のある子どもにとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することが掲げられました。

(3) 障害者・障害児の範囲の見直し

法が対象とする障害者の範囲について、これまで示されていた身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）のある人に、制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病患者等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣の定める程度である者）が加えられました。

(4) 障害支援区分の創設

障害者自立支援法の「障害程度区分」について、名称を「障害支援区分」に改めるとともに、区分の認定が障害の多様な特性や心身の状態に応じて適切に行われるよう、認定調査項目や各項目の判断基準等の見直しが行われました。

(5) 障害のある人に対する支援の拡充

①重度訪問介護の対象拡大

これまで「重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害のある人」とされてきた対象を「重度の肢体不自由者その他の障害のある人であって常時介護を要するものとして厚生

労働省令で定めるもの」に改正され、重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある人に対象が拡大されました。

②ケアホームとグループホームの一元化

共同生活を行う住居における介護サービスを柔軟に提供できるよう、ケアホーム（共同生活介護）とグループホーム（共同生活援助）がグループホームに一元化され、地域生活の基盤となる住まいの場の確保の促進が図られました。また、一人暮らしをしたいというニーズに応じていく観点から、グループホームと連携した「サテライト型住居」が創設されました。

③地域移行支援の対象拡大

住居の確保や障害福祉サービスの体験利用・体験宿泊のサポートなど地域生活へ移行するための支援を内容とする「地域移行支援」の対象（障害者支援施設等に入所している障害のある人、精神科病院に入院している精神障害のある人）に保護施設、矯正施設等に入所している障害のある人が加えられました。

④地域生活支援事業の拡大

障害のある人に対する理解を深めるため、下記を市町村が行う事業に追加されました。

- 1) 研修や啓発を行う事業
- 2) 意思疎通支援を行う者を養成する事業等

【市町村】

- ア) 障害のある人に対する理解を深めるための研修・啓発
 - イ) 障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
 - ウ) 市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修
 - エ) 意思疎通支援を行う者の養成
- (6) サービス基盤の計画的整備

- ①障害福祉計画に「サービスの提供体制の確保に係る目標」等を必ず定める事項として追加
- ②基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化（P D C Aサイクルに沿った障害福祉計画の見直し）
- ③市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害のある人等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

資料3：第6期障害福祉計画等に係る国の基本指針

(1) 基本指針の見直しの主なポイント

①地域における生活の維持及び継続の推進

○入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する旨を記載する。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を今後も計画的に推進する観点から、精神障害者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加する。

○アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進することについて、基本指針に記載する。

③福祉施設から一般就労への移行等

○「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、第5期の成果目標を整理・統合する中で、移行者数の目標値において、就労移行支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及びB型についても事業目的を踏まえた上で成果目標を追加する。

○就労定着支援の更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加するとともに、定着率の数値目標については、平成30年度報酬改定の内容（就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数）に応じた基本報酬）に合わせて設定することとする。

○このほか、以下の取組を進めることが望ましいことを基本指針に記載する。

- ・農福連携の推進に向けた理解促進及び就労継続支援事業所等への支援
- ・大学在学中の学生の就労移行支援の利用促進
- ・高齢障害者に対する就労継続支援B型等による適切な支援及び高齢障害者のニーズに沿ったサービスや支援につなげる体制構築

④「地域共生社会」の実現に向けた取組

- 引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組むことについて、基本指針に記載する。

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- 発達障害者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要であることを基本指針に記載する。

⑥障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- 児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要であることについて、基本指針に記載する。
- 障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする必要がある旨を記載するとともに、入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図ることについて、基本指針に記載する。
- 保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に関して、
 - ・障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する必要があること
 - ・難聴児支援に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等が必要であることを基本指針に記載する。
- 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備に関して、
 - ・重症心身障害児や医療的ケア児の支援に当たってその人数やニーズを把握する必要があること、その際、管内の支援体制の現状を把握する必要があること
 - ・重症心身障害児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である旨及びニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用して役割等を検討する必要があることを基本指針に記載する。

⑦相談支援体制の充実・強化等

○相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要であることを記載する。

⑧障害者の社会参加を支える取組

○障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関して、都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進することについて、基本指針に記載する。

○読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する必要があることについて、基本指針に記載する。

⑨障害福祉サービス等の質の向上

○近年、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが必要であることから、障害福祉サービス等の質の向上させるための体制を構築することを成果目標に追加する。

⑩障害福祉人材の確保

○障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組むことが重要であることについて、基本指針に記載する。

出典：障害保健福祉関係主管課長会議資料（令和2年3月9日）

(2) 障害福祉計画に係る成果目標・活動指標の設定

「1」～「6」は、国の基本指針で示された成果目標です。

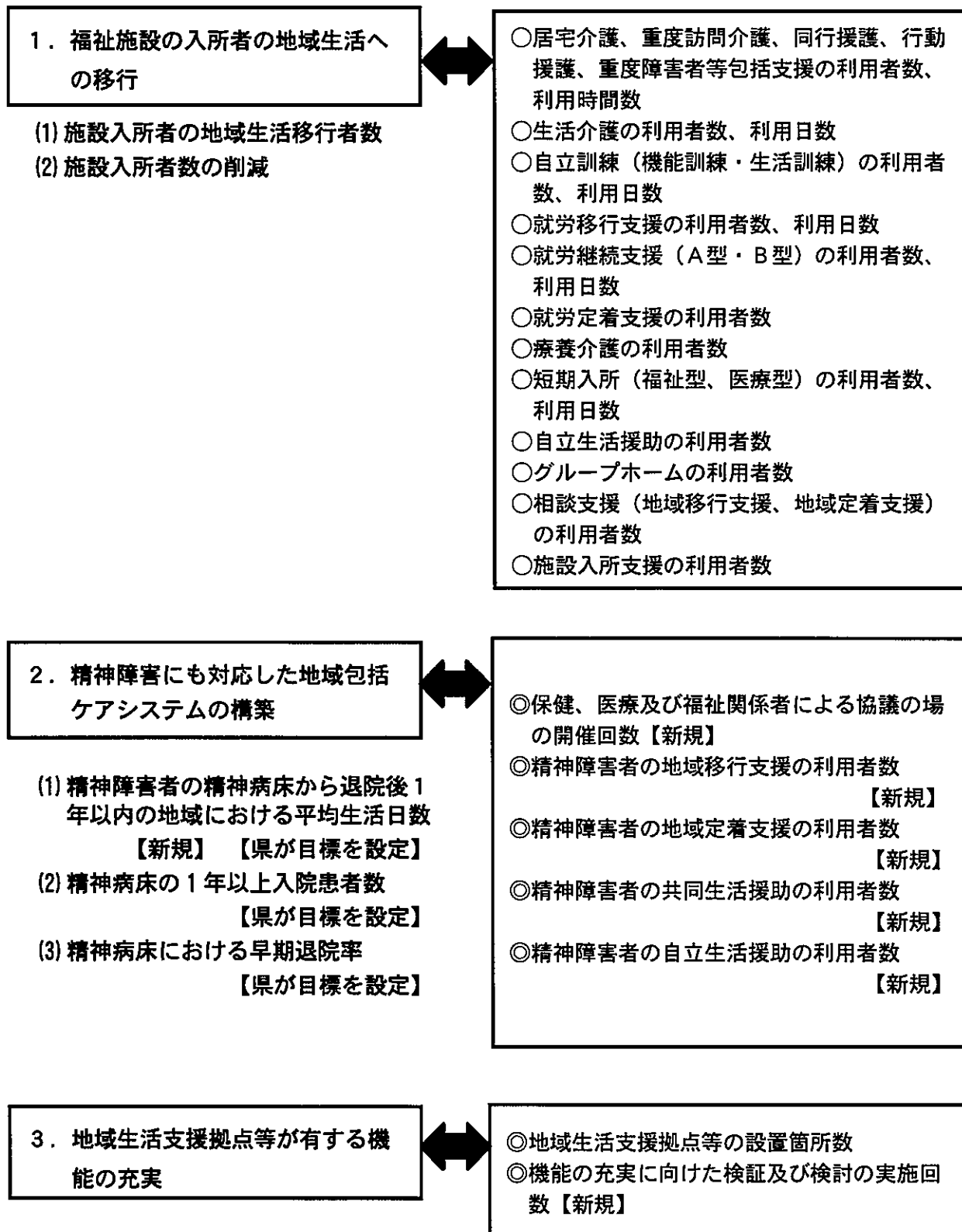
■成果目標と活動指標

成果目標の設定

※「2」の(1)～(3)は、県が設定

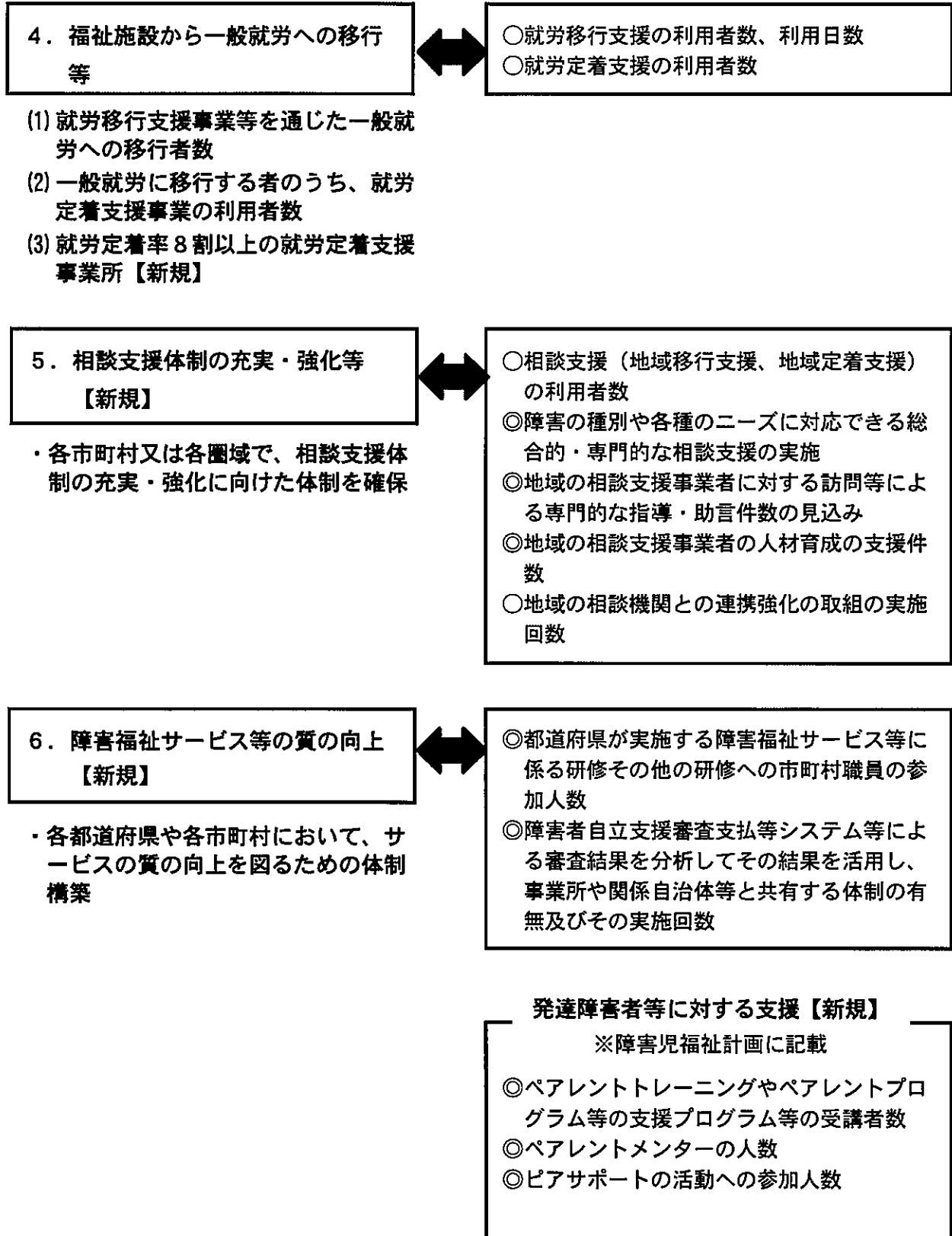
活動指標等の設定

(すべて町が設定／◎：活動指標)



成果目標の設定

活動指標等の設定



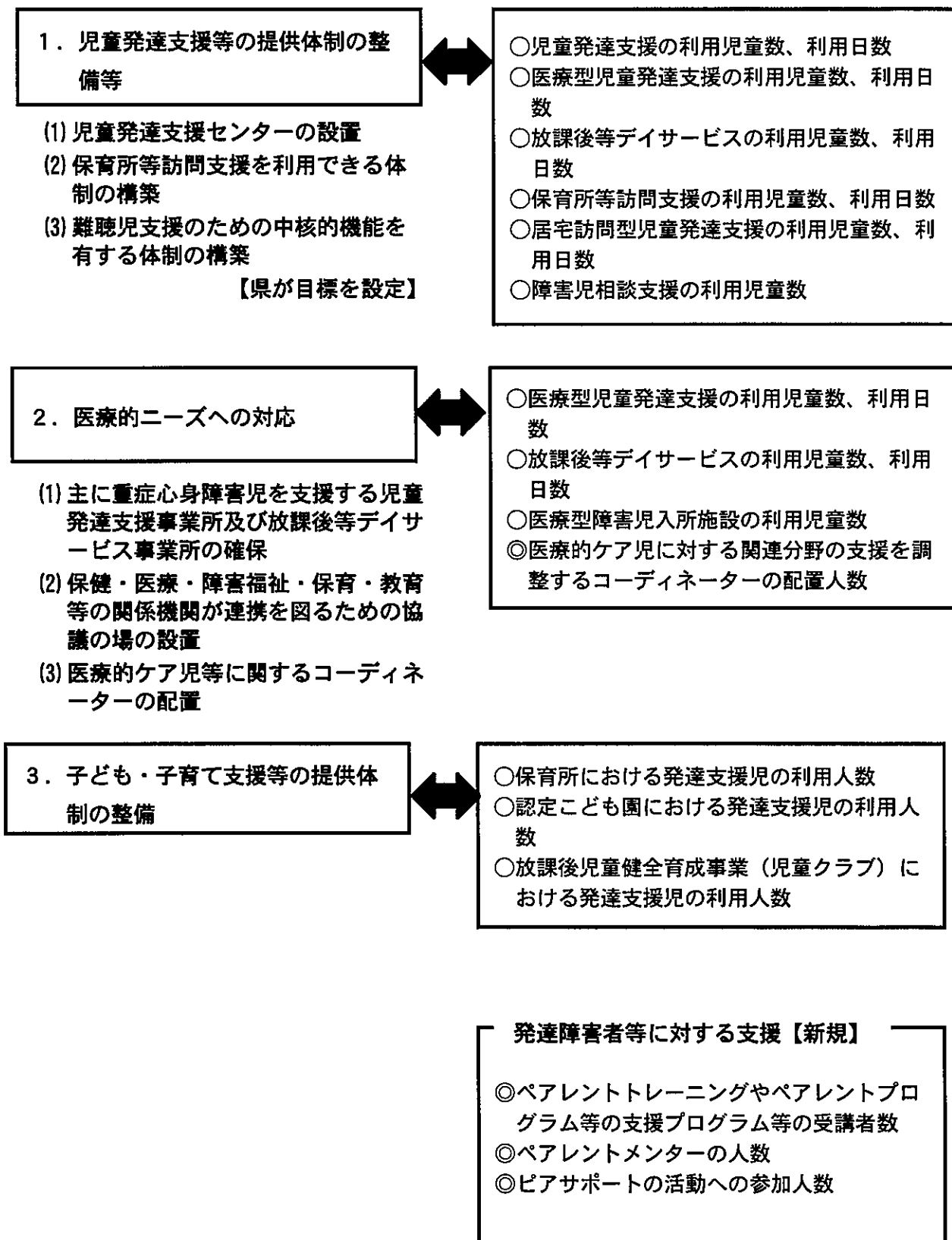
(2) 障害児福祉計画に係る成果目標・活動指標の設定

成果目標の設定

※「1」(1)のは、県が設定

活動指標等の設定

(すべて町が設定/◎活動指標)



資料4：第5期計画等の取組状況（障害福祉サービスの利用状況）

（1）成果目標の達成状況

成果目標の達成状況は下表のとおりです。

項目	数値目標	令和2年度 (見込み)
○施設入所者の地域生活への移行		
【実績】 平成28年度末時点の施設入所者数	43人	
【目標①】 地域生活移行者数	4人 9.3%	0人
令和2年度末における施設入所者数	41人	42人
【目標②】 施設入所者の削減	2人 4.7%	1人 2.3%
○精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築		
【目標】 保健、医療、福祉関係者による協議会の場の設置	1か所	未設置
○地域生活支援拠点等の整備		
【目標】 地域生活支援拠点等の整備	1か所	未設置

（2）障害福祉サービス

サービス別の計画値に対する実績は下表のとおりです。

○訪問系サービス

上段：計画値
下段：実績値

種類	単位		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	計画比 (令和元年度)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数	人/月	17	18	19	83.3%
		時間/月	190	205	220	
	利用量	時間/月	139	136	133	66.3%

※令和2年度は見込み値

○日中活動系サービス

種類	単位		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	計画比 (令和元年度)
生活介護	利用者数	人/月	55	57	59	80.7%
			45	46	46	
	利用量	人日/月	1140	1200	1260	83.5%
			926	1002	955	
自立訓練(機能訓練)	利用者数	人/月	0	0	0	#DIV/0!
			0	0	0	
	利用量	人日/月	0	0	0	#DIV/0!
			0	0	0	
自立訓練(生活訓練)	利用者数	人/月	12	14	16	85.7%
			11	12	9	
	利用量	人日/月	330	400	460	63.5%
			232	254	167	
就労移行支援	利用者数	人/月	2	2	2	0.0%
			0	0	0	
	利用量	人日/月	48	48	48	0.0%
			0	0	0	
就労継続支援(A型)	利用者数	人/月	5	5	5	140.0%
			5	7	8	
	利用量	人日/月	110	110	110	127.3%
			105	140	149	
就労継続支援(B型)	利用者数	人/月	53	54	55	96.3%
			55	52	53	
	利用量	人日/月	1054	1076	1098	102.7%
			1125	1105	1021	
就労定着支援	利用者数	人/月	1	1	1	100.0%
			0	1	1	
療養介護	利用者数	人/月	4	4	4	100.0%
			4	4	4	
短期入所	利用者数	人/月	2	2	2	100.0%
			3	2	2	
	利用量	人日/月	20	20	20	85.0%
			22	17	21	

○居住系サービス

種類	単位		平成	令和	令和	計画比 (令和元年度)
			30年度	元年度	2年度	
自立生活援助	利用量	人日/月	1	1	1	0.0%
			0	0	0	
共同生活援助 (グループホーム)	利用量	人日/月	27	30	30	80.0%
			25	24	24	
施設入所支援	利用量	人日/月	43	41	41	100.0%
			41	41	41	
宿泊型自立訓練	利用量	人日/月	6	6	6	100.0%
			7	6	3	

○相談支援

種類	単位		平成	令和	令和	計画比 (令和元年度)
			30年度	元年度	2年度	
計画相談支援	利用者数	人/月	27	29	31	120.7%
			23	35	16	
地域移行支援	利用者数	人/月	1	1	1	0.0%
			0	0	0	
地域定着支援	利用者数	人/月	1	1	1	0.0%
			0	0	0	

○障害児支援

種類	単位		平成	令和	令和 ※	計画比 (令和元年度)
			30年度	元年度	2年度	
児童発達支援	利用児童数	人/月	3	4	4	75.0%
			2	3	4	
	利用量	人日/月	26	36	36	102.8%
			23	37	19	
放課後等デイサービス	利用児童数	人/月	13	14	15	121.4%
			20	17	18	
	利用量	人日/月	240	260	280	83.8%
			290	218	248	
保育所等訪問支援	利用児童数	人/月	1	1	1	0.0%
			0	0	0	
	利用量	人日/月	4	4	4	0.0%
			0	0	0	
医療型児童発達支援	利用児童数	人/月	1	1	1	0.0%
			0	0	0	
	利用量	人日/月	5	5	5	0.0%
			0	0	0	
居宅訪問型 児童発達支援	利用児童数	人/月	1	1	1	0.0%
			0	0	0	
	利用量	人日/月	4	4	4	0.0%
			0	0	0	
障害児相談支援	利用児童数	人/月	5	5	5	100.0%
			5	5	4	

○地域支援事業（必須事業）

種類	単位		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	計画比 (令和元年度)
意思疎通支援事業						
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	延べ 利用者数	人/月	2	2	2	0.0%
			0	0	0	
手話通訳者設置事業	か所数	人	0	0	0	—
			0	0	0	
日常生活用具給付等事業						
介護・訓練支援用具	延べ件数	件	1	1	1	0.0%
			0	0	0	
自立生活支援用具	延べ件数	件	12	12	12	108.3%
			12	13	12	
在宅療養等支援用具	延べ件数	件	24	24	24	54.2%
			18	13	18	
情報・意思疎通支援用具	延べ件数	件	1	1	1	200.0%
			0	2	1	
排せつ管理支援用具	延べ件数	件	420	420	420	111.2%
			440	467	440	
居宅生活動作補助用具	延べ件数	件	1	1	1	0.0%
			0	0	2	
移動支援事業	実利用者数 (人)		2	2	2	100.0%
			2	2	2	
	利用時間 (時間)		10	10	10	70.0%
			3	7	8	
地域活動支援センター事業	町内	か所数	1	1	1	100.0%
			1	1	1	
	実利用者数	人	220	220	220	251.4%
			215	553	560	

○地域支援事業（任意事業）

種類	単位		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	計画比 (令和元年度)
日中一時支援事業	実利用者数		4	4	4	100.0%
			3	4	3	
自動車改造費補助事業	利用者数	人/年	1	1	1	100.0%
			1	1	1	

資料5：障害者を取りまくその他の法律

(1) 障害者虐待防止法

- ・ 障害者虐待防止法において「障害者虐待」とは、「養護者による虐待」「障害者福祉施設従事者等による虐待」「使用者による虐待」の3つをいいます。
- ・ 障害者虐待の類型は、「身体的虐待」「放棄・放置」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」です。
- ・ 対象となる障害者は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含みます。）、その他心身の機能の障害者で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人とされています。障害者手帳を取得していない場合も含まれます。
- ・ 虐待が発生している場合、虐待をしている人（虐待者）、虐待を受けている人（被虐待者）に自覚があるとは限りません。

(2) 障害者優先調達推進法

- ・ 国や地方公共団体及び独立行政法人等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るものです。
- ・ 国や地方公共団体等は毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、調達の実績を公表することが義務付けられています。

(3) 障害者差別解消法

- ・国連の障害者権利条約の批准に必要な国内法として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「障害者差別解消法」が平成 25 年 6 月に制定され、障害者の要望等に応じて、国や自治体など行政機関は、日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが義務付けられました。
- ・差別「禁止」ではなく「解消」⇒差別が生まれないようにする。
他の差別（男女、年齢、雇用）に対する法律は、同一処遇を求めています。障害者差別解消法は「合理的配慮」、つまり、同じ対応でなく、(その人にとっての社会障壁をなくすための) 違う対応を求めている点に大きな違いがあります。

【障害者差別解消法Q&A】

Q：障害を理由とする差別とは。

A：障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。また、障害者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮（以下では「合理的配慮」と呼びます。）を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害者の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

◆ポイント「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体等	不当な差別的取扱い が禁止されます	法的義務 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 ※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。	禁止	努力義務 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

Q：「合理的配慮」の具体的な例を教えてください。

A：どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なります。

典型的な例としては、車いすの方が乗り物に乗るときに手助けをすることや、窓口で障害者の障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することなどがあげられます。

出典：障害者差別解消法リーフレット(内閣府)

資料6：七戸町地域自立支援協議会設置要綱及び委員名簿

(1) 七戸町地域自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域障害者福祉の連携強化と必要な障害福祉サービスのネットワークの構築を図り、より良い福祉サービス支援について協議することを目的として、七戸町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 困難事例への対応の在り方に関する事項
- (2) 地域の社会資源の開発、改善に関する事項
- (3) 地域の関係機関による情報の共有とネットワークの形成に関する事項
- (4) 七戸町障害福祉計画の作成及び推進並びに評価に関する事項
- (5) その他、障害者等の生活支援の推進に関する事項

(協議会の構成)

第3条 協議会に運営会議を置く。

2 協議会には、必要に応じて事務局会議及び部会を置くことができる。

(運営会議の委員)

第4条 運営会議は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 社会福祉関係者
- (2) 障害者団体関係者
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 障害福祉施設関係者
- (5) 障害者相談員
- (6) 関係行政・教育機関の職員
- (7) その他協議会の推進のために会長が必要と認めたる者

(運営会議の委員の定数)

第5条 委員の定数は、12名以内とする。

(運営会議の委員の任期)

第6条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営会議の運営)

第7条 運営会議に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により決定する。

3 運営会議は会長が招集し、会長が会議の議長となる。

4 運営会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

5 運営会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(事務局会議及び部会)

第8条 事務局会議及び部会の組織及び運営等に必要な事項は、会長が別に定める。

(秘密の保持)

第9条 協議会の委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとし、委員退任後も同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、障害者福祉担当課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

七戸町障害者いきいきプラン

七戸町障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

発行日 令和3年3月

発行 青森県七戸町

〒039-2792 青森県上北郡七戸町字森ノ上 131-4

TEL:0176-68-2111(代表)

企画・編集 健康福祉課(天間林保健センター内)

〒039-2827 青森県上北郡七戸町字森ノ上 359-5

TEL:0176-68-4631(直通)
